

簡州石刻柳宗元「永州八記」再考

——その底本と宋代蜀本『柳集』の系統

戸崎哲彦

はじめに

柳宗元(773-819)、字は子厚、唐代著名な古文作家にして山水遊記文学の鼻祖であり、配所永州(今の湖南省永州市)で作られた八篇の山水遊記、通称「永州八記」⁽¹⁾はつとに名作として知られている。その中のひとつ「鈇鋸潭西小丘記」には「書於石、所以賀茲丘之遭也」とあり、また「石渠記」にも「累記其所屬、遺之其人、書之其陽、俾後好事者求之得以易」とある。これらの言は、鈇鋸潭西小丘や石渠の畔にあったであろう石上に「記」の文を自ら書したことを告げており、一般的にいつて書丹した後には刻石されたはずである。清代の永州方志や金石家が子厚「八記」の石刻を著録しているのもそのことを示している。ただし「佚」といい、あるいは「待訪」に扱っており、今日に至るまでその存在は知られていない。いっぽう『集古録跋尾』・『金石録』・『通志・金石略』・『輿地碑記』・『寶刻叢編』・『寶刻類編』等々宋代の、つまり唐代により近い、しかも金石学の専門書には著録するものがない。子厚の多く作を著録しているにも関わらず⁽²⁾、すでに宋代より代表作として名高かったはずである「八記」が見えないのはなぜであろうか。明代の方志および金石書に至っても記録は見えない。たしかに永州に子厚手書「八記」の石刻が存在していたのであるが、相当早く、北宋あるいはそれ以前に喪失してしまったのであろうか。

ところが湖南永州とは遠く山河を隔てた西北の地、簡州(今の四川省簡陽市)西郊の巖洞に「永州八記」が刻されているのが発見された。清末のことである。清人はこれを子厚の真蹟といい、あるいはその摸刻と考える。今日、子厚の真

(1) 詳しくは拙稿「柳宗元「永州八記」の名称の成立」(『汲古』25、汲古書院1994年)。「記」八篇は通行本『柳集』四十五巻本の巻29に収める。

(2) 「般舟和尚碑」・「興州江運記」・「和州刺史凌準墓誌」・「全義縣復北門記」・「唐相國房公銘之陰」・「南嶽彌陀和尚碑」・「武岡銘」・「興元饒州書」・「湘源二妃廟碑」・「無姓和尚碑」・「柳州山水近治可游者記」・「柳州文宣王新修廟碑」・「柳州城西北隅種甘樹」詩・「唐嶺南節度饗軍堂記」・「柳州東亭記」・「訾家洲亭記」・「乾明寺碑」等々。

蹟として斯界の公認を得たものは伝わっておらず、代表作の真蹟石刻は国宝級の重要文物に推してよい。しかしなぜ簡州に刻されているのか、果たして真蹟あるいは摸刻なのか。筆者の知る所では、この簡州石刻「永州八記」は、民国後期以後その存在は知られなくなり、また学術的な研究もなされていない。

筆者は2002年に永州で開催された柳宗元国際学術研討会にてこの簡州石刻について基礎的な研究報告を行った⁽³⁾。最近に至ってまた新しい史料を得ることができたので、本稿ではそれらを使って、簡州石刻「永州八記」がいつ、誰によって発見され、どこに刻されていたのか等、出土の具体的な状況について旧稿を補足し、さらに今日に伝わる諸集本との関係について改めて考察を加え、書刻の理由・年代等、成立をめぐる問題について究明する。

一、簡州出土の「永州八記」石刻

歴代の金石家や方志「金石」巻等で柳宗元作「永州八記」を著録するものは清代に入って現れるが、その所在地は永州ではなく、簡州である。

石刻「永州八記」の著録とその地

『[道光] 永州府志』巻18「金石略」(51b)に次のようにいう。

唐「鈇鋸潭西小邱記」：佚，文見「名勝志」(巻2)。柳宗元撰。『零陵縣志』。

出自『零陵縣志』の文は、今日に伝わる王元弼『[康熙] 零陵縣志』中には見えないから、武占熊『[嘉慶] 零陵縣新志』であろう。今、佚書。「零陵」は永州附郭の県。その後、『[光緒] 零陵縣志』巻14「金石」(79b)の「鈇鋸潭」の条には「鈇鋸潭西小邱亭記：佚。柳宗元撰」といい、また『[光緒] 湖南通志』巻264「藝文・金石」(12a)にも「唐鈇鋸潭西小邱亭記：『零陵縣志』“柳宗元撰”」という⁽⁴⁾。「亭」は衍字。「邱」は清人による聖人孔丘に対する避諱。『[嘉慶] 零陵縣新志』あたりから当地の県志・府志から通志に採録されて来たことが窺える。当地の方志が著録するのはこの「小丘記」のみであり、恐らくそれは「記」中の一文「書於石，所以賀茲丘之遭也」を根拠とするものであろう。

しかし子厚の書刻はこの一「記」だけではなかった。「石渠記」にも「累記其所屬，遺之其人，書之其陽，俾後好事者求之得以易」とある。後人でこの地を訪れる者のために「書之其陽」したのであるから、ただ石渠の北に書き記さ

(3) 拙稿「簡州石刻柳宗元「永州八記」略考」(『柳宗元国際学術研討會論文集(中國・永州)』珠海出版社2003年)。

(4) 『[康熙] 湖廣通志』・『[雍正] 湖廣通志』・『[乾隆] 湖廣通志』には見えない。

れただけでなく、その畔にあった石上に書して刻されたはずである。方志が「鉛鋸潭西小丘記」のみを「金石」に著録しているのは、この「記」のみ存在が知られていたからであろうか。この「記」以外についてはどうなのか。やはり清代にそれを著録するものがある。ただし当地永州の人の手になるものではない。『金石彙目分編』⁽⁵⁾ 卷 15「永州府・零陵縣」(48b)の「待訪」にいう。

唐「始得西山宴遊記」：『河東文集』：“元和四年。”

唐「鉛鋸潭記」：『河東文集』：“元和四年。”

唐「鉛鋸潭西小丘記」：『河東文集』：“元和四年。”

「河東」は子厚の郡望による号。石刻が存在したとする根拠は不明である。いずれの「記」についても先の清代方志ではなく、子厚の『文集』を挙げているが、それは単に年代の記述があるからに過ぎない。「小丘記」には確かに「書於石」という。しかし「西山宴遊記」・「鉛鋸潭記」にはそれに類する言はない。さらに早くは明人にも類似の著録がある。今日伝存する明代の永州方志にその石刻について著録するものはないが⁽⁶⁾、明・万暦間の『墨華通考』卷 13「廣西桂林府」⁽⁷⁾に

柳宗元「鉛鋸潭記」。

を挙げる。最も早い著録に属するものといえよう。しかし「八記」中「鉛鋸潭記」のみを挙げており、しかも所在地を「桂林府」とするのは事実と合わない。次行には「訾家洲亭記」を録しており、これは「桂林山水甲天下」の成語を生んだ有名な作であり⁽⁸⁾、たしかに桂林の象鼻山下にある訾家洲に碑刻が存在した⁽⁹⁾。中洲は今日も存在するが、石碑は宋代には破損して残存、元明には喪失したと思われる。「鉛鋸潭記」の所在地を桂林府とする説は、おそらく旧志によって誤って推断されたものであろう。たとえば『大明一統志』卷 83「桂林府」(8b)に次のようにいう。

鉛鋸潭：在全州西七里。唐・柳宗元有記。

『[康熙] 廣西通志』卷 5「山川・全州」(28b)に「鉛鋸潭：在州西七里。柳宗元所行游處」というのもこれを襲う。明代に永州ではなくその南西に位置する全

(5) 呉式芬(1796-1856)撰、咸豊間(1851-1861)成書。『石刻史料新編・第一輯』第 27-28 冊。

(6) 現存する『[洪武] 永州府誌』・『[弘治] 永州府志』・『[隆慶] 永州府志』に拠る。

(7) 王應遴(1545-1620)撰、万暦八年(1580)進士。

(8) 拙稿「成句「桂林山水甲天下」の成立」(鳥根大学法文学部『島大言語文化』14, 2002 年)。

(9) 拙稿「桂林名山「象鼻山」與“灘山」」(『桂林旅游高等専科學校學報』48, 2002-1)。

州に“鉅澗潭”なるものが存在したことは後の崇禎十年(1637)に当地を訪れている徐霞客の記録「全州亦有鉅澗潭，亦子厚所命」によっても知られるが⁽¹⁰⁾、この説は恐らく南宋の呉曾に始まるであろう。『嘉靖廣西通志』卷12「山川志・全州」(48b)の「鉅澗潭：在州西」条の下に「呉曾記」を引いて次のようにいう⁽¹¹⁾。

予布衣時，從内翰汪公彦章(藻)遊，汪謂予曰：“柳子厚所記零陵山川，問諸長老，咸不知所在，每為之歎息。”予乾道辛卯(七年1171)六月來守清湘，偶長樂鄉四十七都民有授牒互訴，礫林灣〔乃鉅澗嶺地。予欣然曰：“此子厚之所記也。”〕且云：“其地距州治七里，方子厚時，湘源猶未建州，故屬零陵，與子厚「記」〔中語〕合。”〔予〕以居官不得出，常恨不獲親至其所。考子厚之「記」，散行宴坐乎水石之間，覽小丘、冉溪、袁家庄之勝，以慰其平生。而汪(1079-1154)又去世已久，不及告以所未知者，故著于此，以為好奇〔遊〕君子他日指縱焉。

呉曾(?-?)には『得聞文集』・『環溪文集』等があり、計二百巻にも達するものであったが、今日に伝わるのは『能改齋漫録』(紹熙元年1190)十八巻のみであり⁽¹²⁾、この「記」の存在を確認することはできない⁽¹³⁾。宋の「清湘」縣は全州に属し、「守清湘」とは知全州を謂う。唐では湘源縣と呼ばれ、永州に属した。子厚に「湘源二妃廟碑」(巻5)がある。五代晋の時に清湘縣に改められて全州に属し、明代から広西の桂林府に属した。呉曾は撫州崇仁の人、試に應ずるも不第、紹興十一年(1141)に特に右迪功郎に補せらる⁽¹⁴⁾。呉「記」によれば、乾道七年(1171)に出でて全州の守となり、“鉅澗潭”を発見する。それが『墨華通考』・『大明一統志』等明人のいう「在全州西七里」なるものであり、「鉅澗嶺」中に在ったと思われる。

しかしこの説には多くの疑問がある。まず、汪藻(1079-1154)は紹興元年に翰林学士を拜したが、出されて知湖州となり、撫州に遷された後に罷免されて提舉江州太平觀となり、八年に知徽州、十二年に知泉州を歴任して宣州に遷さ

(10) 『徐霞客日記』巻2下「楚遊日記」の崇禎十年四月十五日、郴州の「鉅澗泉」の条の下に見える自注。全州を訪れるのは巻3上「粵西遊日記」の始まる閏四月八日以後であるが、ここに鉅澗潭については記されていないから、この注記は『明統志』に拠った可能性もある。

(11) また明・曹学佺『廣西名勝志』巻2「桂林府・全州」の「鉅澗潭：在州西境。宋呉曾記云」に見える。文字に若干異同あり。

(12) 原本は二十巻。今、『叢書集成』所収清輯本に拠る。

(13) 『全宋文(193)』巻4263「呉曾」には四篇を収めるのみ。「湘水記」を『嘉慶廣西通志』巻109から録す。この「鉅澗潭記」(擬題)は『全文』未収の佚文。

(14) 『建炎以來繫年要録』巻163。

れるが、十三年(1143)に職を奪われて永州に追放される⁽¹⁵⁾。つまり汪藻が知撫州であった時に呉曾は「布衣」であって、その時に「從汪藻遊」したのであり、当時、汪藻はまだ永州には来ていなかった。また、汪藻の永州での撰「永州柳先生祠堂記」⁽¹⁶⁾には次のようにいう。

紹興十四年，予來零陵，距先生三百餘年，求先生遺跡，如愚谿、鈇鋸潭、南澗、朝陽巖之類皆在，獨龍興寺并先生故居曰愚堂、愚亭者，已湮蕪，不可復識。汪藻はすでに鈇鋸潭の所在を知っていたのであり、それは永州にあった。これも呉曾の言に合わない。

そもそも「鈇鋸潭」と称せられた地は、管見による所でも四・五箇所はあり⁽¹⁷⁾、いずれも湖南およびその周辺に存在する。灌陽縣には“愚溪”・“柳子巖”と呼ばれるものが縣北十里の仙源洞にあった⁽¹⁸⁾。灌陽縣は唐の永州に属し、明では桂林府に属した。郴州には“古鋸泉”があり⁽¹⁹⁾、徐霞客は“鈇鋸泉”に作る。蘄州には“鈇鋸潭水”があり⁽²⁰⁾、宜都佷山溪には“鈇鋸”と呼ばれる灘瀨があり⁽²¹⁾、峽州夷陵縣には“鈇鋸”と呼ばれる泉石があった⁽²²⁾。さらには宋人の中には柳州にあったと考えるものもいたらしい。李彌遜(1089-1153)に「子厚居柳築愚溪，東坡居惠築鶴觀，若將終身焉」という文があったが⁽²³⁾、章士釗『柳文指要』下巻 14 の「愚溪不在柳州」(p2029)にすでに誤りであることが指摘されている。これを補足していえば、李彌遜「次韻劉寬夫」詩にも「誰念愚溪愚，未種柳州柳」とある⁽²⁴⁾。

簡州石刻「永州八記」の出土

「鈇鋸潭記」石刻が存在したとしても全州にあるはずはなく、したがってそ

(15) 『中國文學家大辭典・宋代卷』(中華書局 2004 年)「汪藻」(p402)。紹興十四年に着任したことは汪藻「永州柳先生祠堂記」に見える。

(16) 汪藻『浮溪錄』巻 19、また『音辯』の「附録」に収める。美濟堂本の「集傳」に見えるものは『音辯』からの採録。

(17) 詳しくは拙著『柳宗元永州山水游記考』(中文出版社 1996 年)、拙稿「“鈇鋸”不是熨斗而是釜鍋之類—柳宗元の文學成就與西南少數民族的語言文化」(『柳州師專學報』2001-4)。

(18) 『[民國]灌陽縣志』巻 2「輿地下」(33a, 34a)。

(19) 『輿地紀勝』巻 57、『大明一統志』巻 66。

(20) 『三才圖會』「地理二」、『輿地紀勝』巻 47「蘄州」・『明統志』巻 61「黃州府」・『[嘉靖]湖廣圖經志書』巻 4「黃州府」は「鈇鋸水」に作る。

(21) 北宋・姚寬『西溪叢話』巻下に引く『宜都山川記』。

(22) 『太平寰宇記』巻 147。

(23) 趙興時「昔」『賓退録』(寶祐五年 1257 序)巻に引く。また李彌遜『筠谿集』(『竹谿先生文集』)末に附録の「筠谿李公家傳」にも見える。『古典文學研究資料彙編・柳宗元卷』に「李彌遜」はなく、「趙興時」(p170)に「賓退録」を引くが、この条を収めず。

れを含む「永州八記」もそうであり、永州零陵縣にあったはずであるが、しかし清末に近い道光十八年(1838)に、全州あるいは永州のある湖南から遠く山河を隔てた四川は簡州(今の簡陽市)の西郊で出土した。発見者は知州の宮思晋。その撰「柳子厚「西山宴遊記」碑跋」⁽²⁵⁾は出土の経緯について仔細に報告している、恐らく唯一の史料であり、かつ今日まで殆ど知られていない。その全文を掲げる。

文凡八段。子厚在永州時作、『廣輿記』載之甚詳。「鉛鋸潭記」尤膾炙人口，而墨刻未有聞者。道光戊戌(十八年)重修簡州文廟，採石於西山之西崖、絳水發源處，得石洞一渠，渠若數間屋，土蝕沙漣，合而為一，不知其中有碑也。三面攻取，石盡字見，匠氏來告，余往觀之。出西郭，沿河行，攀藤履石，風景絕佳，曲折五六里，見有若黝、若墨、若書畫，縱可三尺，橫約丈二，一幅墨刻，橫披半列於蒼崖翠嶂間，亦不知誰氏之碑也。集工匠，拂拭磨洗，約略辨認，有所謂“元和七年”者矣，有所謂“袁家渴”者矣，有所謂“鉛鋸潭”、“小石城山”者矣。嗚呼，是非子厚之文也哉。夫何為而在此。或曰：“唐人『因話錄』謂：柳州書，後生多師效，就中尤長章州。長慶以來，柳公權又以工書聞，子厚之善書在公權前，而學書家不及焉者。字以文掩，往往有之。”或者曰：“『新唐書』謂：子厚著述之盛名動於時，江、嶺間為進士者，不遠千里，往從之遊，必為名士。蜀江，粵西門戶，與湖湘比鄰，其文字播傳甚易，理或然歟。”或又曰：“西崖山水絕似永州，好事者為之，亦未可定。”吾則以為古人之文、之書，不必作於其地，書於其地，而後乃刻於其地也。子厚之文為一代所宗仰，其書又為後生師效，有得片紙隻字，罔不珍藏什襲，況此煌煌鉅章，多至二千餘字，而不藏之名山，鑄之石室，豈理也耶。其不書刻者姓名，何也。碑在洞中，洞凡三面，中為柳文，其左右必有題跋，不幸而沒於匠石之手。然則此碑之存危矣，此碑之出奇矣。碑近河側，水漲則淹，移之不能，覆之以屋亦不能⁽²⁶⁾，惟有筆之於書，泐之於石，

(24) 『全宋詩(30)』卷1709「李彌遜二」(p19243)。劉寬夫、名は圃。曾敏行『獨醒雜誌』(淳熙十二年1185)卷9に「劉寬夫圃，丞相沆之孫也。崇觀中，為次對。靖炎間，廢罷。嘗得得旨敘夏秘閣修撰，臣僚論列，以為其所歷差遣，則為大晟府按協聲律及提舉道籙院管干文字。其所轉官，則緣按樂精熟，及修道籙院，與管干明節皇后園陵。其所賜帶，則因撰「祥應記」。其所被遣，則以臣僚論其交結附會。寬夫由是終身不復職名」。李彌遜は劉圃と親交があり、彌遜に「次韻劉寬夫春日有作」・「次韻劉寬夫題學士進此庵」等の詩がある。李彌遜が「次韻」した劉圃の詩は失存。

(25) 『〔光緒〕簡州續志〕卷下(卷13)「藝文志」(39b)、『〔民國〕簡陽縣志〕卷20「經籍篇·金石·唐」(47b)。

使好古之士從而求之，則是碑之傳，亦與子厚之文同，不朽歟。

今日なお現存しているかどうかは未詳⁽²⁷⁾。このあたりは沱江大橋建造のために採掘されている。詳しくは後述。宮思晋、字は庶侯、号は菊人、安徽懷遠の人、嘉慶二五年の進士、道光十四年に知簡州⁽²⁸⁾。発見直後、同僚の間でこの書刻の真贋・由来をめぐって議論が沸騰した。簡州西崖は景勝をもって知られていたらしく、その地は「風景絶佳」というが、「西崖山水絶似永州」であったかどうかは措くとしても、「蜀江，粵西門戶，與湖湘比鄰，其文字播傳甚易」という地理説には首肯しがたい。宮思晋は「記」に見える子厚が「書於石」書之其陽」したことを挙げず、もっぱら子厚の書法との関係に原因を求め、「有得片紙隻字，罔不珍藏什襲」というのは、後人が摸刻したものと理解したようである。

子厚「八記」は唐代の作であり、それは永州山水を賛美し、また「書於石」されたが、なぜ、いつ、だれが、千里の遠地四川、しかも幽谷中の一小石洞に、「八記」をまとめて書刻したのか。この石刻は出土した後、ただちに清末の金石家の間に広まったらしい。かれらも当然この疑問について考えないではなかった。

清代金石家の著録

管見によれば、清代金石家の簡州石刻「永州八記」の著録には次のようなものがある。

劉喜海『金石苑』⁽²⁹⁾ (不分卷)：

唐・柳子厚「八記」：石高七〔二〕尺五寸，廣一丈四尺三寸，一百十八行，行十八字，字徑八分，正書。

『〔咸豐〕簡州志』⁽³⁰⁾ 卷3「輿地志・亭」(12b)：

冷泉亭：絳溪北岸，已廢。遺碑，歐體字，略可辨。旁有石刻唐柳宗元文數

(26) 原載は「移之不能，覆之以屋不能，亦惟有筆之於書」に作るが、「亦」字は「屋」の後に在るべきではなかろうか。今移す。

(27) 『四川歴代碑刻』(高文編，四川大学出版社1990年)、『簡陽縣志』(簡陽縣志編纂委員會、巴蜀書社1996年)「文物・古跡」(p632)、『四川文物志』(四川文物管理局編，巴蜀書社2005年)上冊「石刻碑志卷」・中冊「石窟摩崖造像卷」、『中國文物地圖集・四川分冊』(文物出版社2009年)上冊(p242)・中冊(p481)「簡陽市」には見えない。

(28) 『〔咸豐〕簡州志』卷5「人物志・宦蹟」(30a)・『〔民國〕簡陽縣志』卷6「官師篇」(49a)等。著に『滇南隨筆』、『古今體詩草』あり、また傅山(字は青主，明末清初人)著『女科仙方』四巻を校定(道光十五年刻)。

(29) 清・劉喜海(1794-1853)撰、道光二十六年(1846)成書。

(30) 清・濮瑗修、黃樸・陳治安纂、咸豐三年(1853)刊。

則，端楷，完好可讀。

吳重熹『金石彙目分編補遺』⁽³¹⁾卷16「簡州」(2b)：

唐·柳子厚「八記」，正書，無年月。

陸增祥『八瓊室金石補正』⁽³²⁾卷68「唐」(26a)：

柳子厚「三記」：在簡州。

「始得西山宴遊記」：高二尺一寸六分，廣二尺一寸三分，十九行，行十八字，字徑七八分，正書。

「袁家渴記」：高二尺七分，廣一尺七寸，記文十五行，行十八字，字徑七八分，正書。

「石渠記」：高二尺一寸五分，廣一尺四寸五分，十四行，行十八字，字徑七八分，正書。

『〔光緒〕簡州續志』⁽³³⁾卷上(卷2)「地輿志·碑目」(5b)：

柳子厚文石刻：在絳溪石洞。

繆荃孫『藝風堂金石文字目』⁽³⁴⁾卷6「唐」(37a)：

柳子厚「八記」：正書，在四川簡州。

葉昌熾『語石』⁽³⁵⁾卷4「詩文」(1a)：

若夫柳州「鉤鈿潭」(等)八記，其地在零陵，而蜀刻之，……若此類，不可謂非重其文矣。

又卷6「輯錄碑文一則」(8b)：

唐『韓集』之「五箴」、「伯夷頌」，『柳集』之「永州八記」、「羅池廟碑」……諸家皆有碑版傳世，以校集本，亦莫不有異同。

劉聲木『續補寰宇訪碑錄』⁽³⁶⁾卷13(12b)：

「始得西山宴遊記」：柳宗元撰，正書，無年月。石刻共八記。四川簡州。

「鉤鈿潭記」：柳宗元撰，正書，無年月。四川簡州。

「鉤鈿潭西小邱記」：柳宗元撰，正書，無年月。四川簡州。

「至小邱西小石潭記」：柳宗元撰，正書，無年月。四川簡州。

「袁家渴記」：柳宗元撰，正書，無年月。四川簡州。

(31) 清·吳式芬(1796-1856)撰、吳重熹補遺、咸豐間(1851-1861)成書。

(32) 清·陸增祥(1816-1882)撰、光緒初成書。民國十四年(1925)希古樓刊。

(33) 清·易家霖修、傅為霖纂、光緒二十三年(1897)刊。

(34) 清·繆荃孫(1844-1919)撰、光緒二十四年(1898)序。

(35) 清·葉昌熾撰、光緒二十七年(1901)序、宣統元年(1909)校訂。

(36) 清·劉聲木撰、民國二年成書、十八年(1929)刊。

「石渠記」：柳宗元撰，正書，無年月。四川簡州。

「石澗記」：柳宗元撰，正書，無年月。四川簡州。

「小石城山記」：柳宗元撰，正書，無年月。四川簡州。

いずれも清末の著名な金石家であり、出土後ただちに伝播したことが知られる。この中で『金石苑』・『八瓊室金石補正』は忠実な録文を備えており、『金石苑』は「八記」を、『補正』はその中の「三記」のみを録す。『補正』は「石渠記」の末に

四川簡州有柳子厚「八記」，無刻石人名、年月，此其三也。

というが、なぜ「三記」のみを収めたのか、言及は見えない。宮思晋は「文凡八段」を目撃しており、それは「八記」を指す。「跋」中には「西山宴遊記」・「鉛鋤潭記」の名を上げ、また「有所謂「袁家渴」者矣，有所謂「鉛鋤潭」、「小石城山」者矣」とは「袁家渴記」・「小石城山記」を指す。『語石』のいう「鉛鋤潭八記」五字も「鉛鋤潭記」等「八記」、つまり「永州八記」を謂う。

そもそも『補正』の録文には缺字が多く、また釈読にも若干ではあるが『金石苑』との間に出入が見られる。撮印の技術も『金石苑』に劣るようであるが、あるいは時を経ているために剥落があったことも一因としてあろう。石刻が出土したのは道光十八年(1838)であり、『金石苑』は道光二十六年の成書であるから、十年も経っていないが、『補正』の成書は同治四年(1865)であるから、二〇年前後を経ているかも知れない。また『補正』の録する「三記」は「八記」の前半分というわけでもない。仮に「西山宴遊記」・「袁家渴記」・「石渠記」が連続して一幅を成していたならばそれは今日の集本の編次と大いに異なるが、『金石苑』の録する所は集本に合う。ただ何らかの理由で「三記」しか撮印できなかったのであり、深く詮索する必要もなからうが、しかしいくつかの不一致は追究しておかなければならない。

『金石苑』によれば、石刻「八記」は計「一百十八行」、そのうちわけは題を含んで「西山宴遊記」が19行、「鉛鋤潭記」が11行、「小丘記」が20行、「小石潭記」が12行、「袁家渴記」が16行、「石渠記」が14行、「石澗記」が12行、「小石城山記」が14行であって確かに118行となる。いっぽう『補正』によれば、「西山宴遊記」は「十九行」であって『金石苑』に合致するが、『補正』の録する所では首に標題1行、改行して「柳子厚□□」五字1行があり、その後に正文18行があって計20行となり、『金石苑』に合致しない。また、『補正』は録文の後に「首行末書字，尚存下半。蓋文惠撰此記，并嘗自書之」とい

う。「文惠」は宋朝の追諡⁽³⁷⁾。「字(あぎな)を書す」とは「柳子厚□□」の箇所を指すはずであるから、「尚存下半」の「下」は「上」の訛字であろう。『補正』はこの五字を第二行頭に録しているが、署名として不自然な位置であり、首行の標題下にあったとすれば計19行となって『金石苑』に合う。『補正』には誤りであろう。また、『補正』は「撰此記、并嘗自書之」と考える、つまり「柳子厚」の下の「□□」缺字は「撰書」二字であったと理解していたようである。そうならば柳子厚の撰并書であることを謂うことになるが、『金石苑』は題を「唐柳子厚八記」に作っており、つまり「柳宗元」ではなく、『補正』と同じく「柳子厚」とする所から推測すれば、缺二字は「八記」であったろう。そうなら標題「始得西山宴遊記」の後にあるべきではない。そこで、原刻には「柳子厚八記」五字があり、それは「始得西山宴遊記」の前にあったと考えてよからう。

次に石刻の大きさについて、『金石苑』によれば、「八記」は高さ七尺五寸、幅一丈四尺三寸であるが、『補正』は高さを二尺一寸六分とする。字径八分・七八分、行十八字は両者が一致しており、それは『補正』の高さに近く、また宮思晋も「縦可三尺、横約丈二」という。『金石苑』のいう「高七尺」の「七」は「二」の訛字である。石刻は高さ1米弱、幅約4米もの大作であった。

簡州絳溪と永州愚溪の類似

宮思晋によれば「八記」は簡州西郊の「西山之西崖、絳水發源處」にある「石洞」の中に刻されていた。「西崖」については宮思晋に「西崖祈雨」詩があり、次のようにいう。

歩行六七里，禱雨謁名泉。怪石鑿太古，高峯礙遠天。

磨崖坐老佛，題壁多前賢。一滴清涼水，攜回溥大千。

このあたりが西崖の「絳水發源處」であった。「出西郭，沿河行，攀藤履石，風景絶佳，曲折五六里」という地と方位・距離ともに合致する。今日の簡城鎮大葫村・二葫村あたり、その絳溪河の畔ではなかろうか。「碑在洞中，洞凡三面，中為柳文」といい、また「石洞一渠，渠若數間屋」「鑄之石室」ともいうから、巖洞はさほど大きなものではなく、その中央奥に、おそらく中央の一面のほぼ全面を占めて、刻されていた。宗教的な修行の場所、道場のようなものを想像せしめるが、何ゆえに子厚の文を奉じてここに刻したのであろうか。興味深いことにこの周辺には永州といくつかの共通点がある。

(37) 崇寧三年(1104)徽宗追封。薛昂「初封文惠侯告詞」。

巖洞は渠を成しており、「横披半列於蒼崖翠嶂間」というから、鍾乳洞のような奥行の深いものではなく、水流に浸食されて形成されたものではなからうか。そうならば縦1米・横4米の「八記」は、外部と隔絶された空間ではなく、外景に接する開放された壁面に刻されていた。

物とそれが置かれている場とは往々にして無関係ではない。刻されている「八記」はそれが直面している空間と密接な関係があるとすれば、山水遊記である「八記」の内容が面前の山水景観を示しているのである。しかしこの地は固より永州ではない。しかし「八記」が山水を賛美するものであるとすれば、宮思晋も「風景絶佳」と評したように、山水の景勝地であった点において「八記」の描出する所と同じである。「西崖山水絶似永州，好事者為之」という当地の一理解もそのことを示している。

この地が山水景観において実際に永州に似ているかどうかは残念ながら確認できない⁽³⁸⁾。しかし、山水美しい景勝地であることを措いても、他にいくつかの共通点がある。その一つが「西山之西崖、絳水發源處、得石洞一渠」という、地理的な空間構造である。今の沱江が城外にあって南北に流れ、西から絳溪が蛇行して来て沱江に入る。沱江と絳溪は「八記」の中心地、永州の瀟江と愚溪の関係に近い。「西崖山水絶似永州」の説は、ただ山水の優美なることのみを似ているというのではなく、山水の地理的関係の類似性をも意識したものかも知れない。しかも城外の絳溪の畔には「西山」があり、「石洞一渠」は「八記」中の石渠や石澗を思わしめる。さらに、周辺には「朝陽洞」があり⁽³⁹⁾、やや離れてはいるが「石城山」と呼ばれているものまであるといえ⁽⁴⁰⁾、たしかに「絶似永州」である。西山・朝陽洞・石城山がいつからそのように呼ばれているのか不明であるが、「八記」に因んだものではなくて、地名の常として相

(38) 第一回茅盾文学賞を受賞した周克芹（1937-1990）『許茂和他的女兒們』（1979年出版、81年映画化）には作者の故郷でもある、かつての葫蘆壩が描かれている。市街地より西に約3km。今日でも夜月古洞・水中綠洲・大佛殘崖など、優美な山水が残っており、葫蘆壩旅遊区として観光開発が推進されているという。簡陽市人民政府のホームページ（www.sejy.gov.cn）、蜀山行旅游网（www.43xing.com/htm/2009-11-17/1702.htm）「簡陽葫蘆壩」等による。

(39) 『蜀中廣記』卷8「名勝記」（また『蜀名勝記』・『大明一統名勝志』）「簡州」（12a）に「北巖在治北二里、……近巖有洞曰“朝陽”，深三丈餘，高丈有八尺，廣一丈，內有石牀，額篆“石室”二字，蓋昔人煉丹之所，」〔『乾隆』簡州志』卷1「地輿志・洞」（10a）に「朝陽洞：治北四里江岸上。有怡雲閣，今廢」。

(40) 『太平寰宇記』卷76「簡州・平泉縣」「石城山：在平泉縣西北五十里，山形如城」。縣は州南四十八里。

当古くから、恐らく唐宋以前からあったであろう。また、絳溪の下流は蛇行して瓢箪型の地形を成しているために大葫蘆・二葫蘆・三葫蘆と呼ばれているから、「小石潭記」にいう「斗折蛇行，明滅可見」を成しているはずであり、また写真を見る限り⁽⁴¹⁾、U字型の湾曲部は鈇鋸潭に、中心の岸は小丘に類似している。

このように、少なくとも沱江と絳溪および「八記」の刻されている地は「永州八記」の山水空間によく似ている。宮思晋の記述「出西郭，沿河行，攀藤履石，風景絶佳，曲折五六里」は子厚の「始得西山宴游記」の意識したものではなかろうが、奇しくも似ているのはそのためである。

以上のことから推察するに、子厚「永州八記」を愛でる読者が絳溪周辺の地理的關係や地勢を含めて永州の山水との類似性を感じて、眼前の山水を賛美すべく、そこに「八記」を刻したのではなかろうか。全州等に見られたような「鈇鋸潭」という名称こそないものの、やはりここも「鈇鋸潭」の地であった。

二、簡州石本の復元と諸本との関係

次に、まず『金石苑』・『補正』によって簡州石刻「永州八記」の全文を復元し、その上で簡州石本の特徴について考察を加えたい。『金石苑』・『補正』の録する所から察するに、原石にはすでに剥落が見られ、拓本にも漫漶にして不明の部分があるが、大半が諸集本との比較によって推測可能である。また、不明部分について『金石苑』には小字で旁注している部分がある。

今日、宋代の集本では次の六・七種のもが知られている⁽⁴²⁾。

1) 《話訓》：韓醇の自序あり、淳熙四年(1177)作。今、清抄本(四庫全書本)があるのみ。必ずしも宋本の全容を伝えるものではない。詳しくは後述するが、知州の序があったから、官刻本ではなかったろうか。略称は通例に倣う⁽⁴³⁾。

2) 《音辯》：現存するもので最も早い台湾故宫博物院藏『増廣註釋音辯唐柳先生集』は建陽坊刻本であり、光宗“惇”まで避諱し、寧宗“擴”に及んでいないために光宗・紹熙年間(1190-1194)の成立とされる⁽⁴⁴⁾。通行本巻20「吏商」

(41) 統e網 (www.u345.com/travel/ziyang/jy06.htm) “簡陽葫蘆壩”。

(42) 詳しくは拙稿『柳宗元集考(上・下)』(『彦根論叢』289・290, 1994年)、『柳宗元集』中に見られる“自注”に関する諸本問の異同について(『滋賀大學經濟學部研究年報』1, 1995年)、『柳宗元永州山水游記考』(日本・中文出版社1996年)。

(43) 呉文治等点校『柳宗元集』(中華書局, 1979年)、また呉文治『柳宗元詩文十九種善本異文匯録』(黄山書社2004年)。

の注に「錢重作「柳文後跋」曰」の語があり、現存する錢重「跋」は紹熙二年であるから、紹熙年間は三年(1192)から五年の間に限定できる。

3)《百家注》：しばしば韓醇注を引き、巻首に附す「新刊音辯詰訓評論諸人名氏」に「臨邛韓氏，名醇，字仲韶。全解」と見える。「全解」は《詰訓》(淳熙四年)を謂うから、それ以後にして《五百家注》慶元六年(1200)以前の成立。《百家注》の刻工の中に慶元五年(1199)成都府学刻本『太平御覽』や南宋中期眉山地区刻本『經進詳註韓文』と同名の者がいることから⁽⁴⁵⁾、「版刻時間、地點大致相同」とされる⁽⁴⁶⁾。また南宋蜀刻『昌黎先生文集』(正集四十卷・外集十卷)は白文無注本であって「宋諱缺筆至“敦”字」⁽⁴⁷⁾であるから、光宗(惇)朝・紹熙年間の刊刻であり、『經進詳註韓文』は正集四十卷・外集十卷・遺文三卷・韓文公志三卷を備え、かつ百家の注解を集めた輯注本であるから、その後の刊であろう。そうならば《百家注》の刊刻時期は更に紹熙年間(1190-1194)末頃から慶元六年(1200)以前の間に限定できる。

なお、『經進詳註韓文』巻首には乾道二年(1166)の王謙「進書表」があり、『太平御覽』が成都府学刻本であることから《百家注》も官刻本のように思われるが、「四川刊工也流動於官府、書坊之間」⁽⁴⁸⁾であり、また『經進詳註韓文』・『百家詳補註唐柳先生文』(《百家注》)等は『宋蜀刻本唐唐人集叢刊』に収められているが、南宋眉山地区の書坊には屋号を立てない習慣があったという⁽⁴⁹⁾。この眉山刻本『韓・柳』二集は行款(大字本、半葉10行、行18字)・字体等を均しくしており、また避諱も嚴謹ではなく、北宋・仁宗で止まっているのは祖本の古きを示すものであり、いっぽう南宋中期までの百家の注解を網羅しているが、『韓集』の首に三〇年以上前の「進書表」を冠しているのは由来の正しきを示すものである。坊刻本ではなかろうか。

(44) 任莉莉「柳宗元文集版本考」(『故宮學術季刊』5-4, 1987年)。

(45) 宿白『唐宋時期的雕版印刷』(文物出版社1999年)「例表六：成都、眉山、兩浙地區刊工互見例」(p98)。

(46) 陳杏珍「新刊增廣百家詳補註唐柳先生文跋」(『宋蜀刻本唐唐人集叢刊』(48)新刊增廣百家詳補註唐柳先生文(八))上海古籍出版社1994年, p2)。

(47) 陳紅彥「昌黎先生文集跋」(『宋蜀刻本唐唐人集叢刊』(27)昌黎先生文集(四), 1b)。

(48) 『唐宋時期的雕版印刷』(p97)。

(49) 黃鎮偉『中國版本文化叢書・坊刻本』(江蘇古籍出版社2002年)「蜀中坊刻」(p26-27)に「書坊不立名號的習慣，……『宋蜀刻本唐唐人集叢刊』……由於刻本都無刻者名號，難以確定。但是從這些南宋刻本的行款、字體、刀法、墨色等方面考察，其出自一家或數家書坊聯手的結論，似乎是可以接受的」。

4) 《五百家注》：慶元六年(1200)魏仲拳輯刻。今、清抄本(四庫全書本)は大半を失い、日本覆刻本がある⁽⁵⁰⁾。《五百家注》は基本的には《百家注》を増補したものの。合刊の『韓集』正集「目錄」の後に牌記「慶元六禩孟春建安魏仲舉刻梓於家塾」があるが、家塾刻本の多くが坊刻本であった⁽⁵¹⁾。

5) 《鄭定》：鄭定重校輯注、嘉定十年(1217)前後の刻。当時、鄭定は知嘉興府。官刻本に属するものではなからうか。

6) 《世綵堂》：廖瑩中(?-1275)輯注、咸淳年間(1265-1274)の刻。卷末に「世綵廖氏刻梓家塾」。廖瑩中は福建邵武の人。坊刻本。

この他に『文苑英華』に「八記」全文を⁽⁵²⁾、『唐文粹』に「西山宴遊記」・「小石潭記」を収める。以下、簡州石本をこれらの諸本と対校してゆく。

「始得西山宴遊記」

「始得西山宴遊記」は『金石苑』・『補正』共に録している。若干の異同が見られるが、多くは『補正』が缺字とする部分である。今、約半世紀を隔つ間の原石の状態の変化あるいは両者の搨印の状態を示すためにも、両者の録文を翻字して示す。『金石苑』を先に、『補正』を後に示す。

01 〔柳子厚八記〕

02 始得西山宴遊記

03 自余為僂人居是州恒惴慄其隙也則施施而

04 行漫漫而游日與其徒上高山入深林窮迴谿

05 □泉怪石無遠不到到則披草而坐傾壺而醉

06 □則更相枕以臥□□意有所□夢亦同趣覺

07 □起起而歸以為凡是州之山有異態者皆我

08 □□而未始知西山之怪特今年九月二十八

09 □□坐法華西亭望西山始□□異之遂命僕

(50) 日本・嘉慶元年(1387)刻。明・洪武二十年に当たる。日本・内閣文庫等に所蔵。

(51) 張秀民(韓琦增訂)『中國印刷史』(浙江古籍出版社2006年,p68)は建寧刻本に言及して「其中以私家宅塾名者、當亦為書坊」といい、魏仲拳刻『韓・柳集』を挙げる。張麗娟『中國版本文化叢書・宋本』(江蘇古籍出版社2002年,p28-29)に「有的學者則認為‘家塾’本、‘宅’本、‘府’本、‘齋’本、‘堂’本大多即是書坊刻書。如張秀民先生在『中國印刷史』中……。不過,如果將所有的家塾本、某‘宅’某‘堂’本,都歸於書坊刻書,恐怕也不符合事實」といい、黃鎮偉『中國版本文化叢書・坊刻本』は「福建坊刻」(p24)で魏仲拳家塾本を挙げる。劉真倫『韓愈集宋元傳本研究』(中国社会科学出版社2004年)「集本・魏仲舉『新刊五百家注音辨昌黎先生文集』敘録」(p212-216)はこの問題を考究せず。

(52) 拙稿「『文苑英華』の注記の階層性」(『彦根論叢』291,1994年)に詳しい。

10 □□江緑染□溪斫榛莽焚茅茷窮山之高而
 11 □□援而登箕踞而遨則凡數州之土壤皆在
 12 衽席之下其高下之勢岷然窪然若垤若穴尺
 13 寸千里攢蹙累積莫得遯隱縈青繚白外與天
 14 際四望如一然後知是山之特出不與培塿為
 15 類悠悠乎與灑氣俱而莫得其涯洋洋乎與造
 16 物者游而不知其所窮引觴滿酌頽然就醉不
 17 知日之入蒼然暮色自遠而至至無所見而猶
 18 不欲歸心凝形釋與萬化冥合然後知吾嚮之
 19 未知游游於是乎始故為之文以志是歲元和
 20 四年也

『金石苑』は改行を施し、また上下の剥落部分を示しているなど、原刻を忠実に模写していることが窺えるが、『補正』は改行せずに字の下に“一”を加えて改行の位置を示す。また、『補正』も『金石苑』と同じく、缺字の一部を小字によって補注する。

01 始得西山宴遊記
 02 柳子厚□□
 03 自余為僇人居是州恒惴慄□□□□施施而
 04 □漫漫而游日與其徒上高山□□林窮迴谿
 05 □泉怪石無遠不到到則□□□□□□而醉
 06 □則更相枕以臥□□意有□極夢亦同趣覺
 07 而起起而歸以為凡是州之山有異態者皆我
 08 □□而未始知西山之怪特今年九月二十八
 09 □□坐法華西亭望西山始指□異之遂命僕
 10 □□江緑染□溪斫榛莽焚茅茷窮山之高而
 11 □□□□而登箕踞而遨則凡數州之土壤皆在
 12 □□之下其高下之勢岷然洼然若垤若穴尺
 13 寸千里攢蹙累積莫得遯隱縈青□白外與天
 14 際四望如一然後知是山之特□不與培塿為
 15 類悠悠乎與灑氣俱而莫□其□□□乎與造
 16 物者游而不知其所窮引觴滿酌□然就醉不
 17 知日之入蒼然暮色自遠而至至□□見而猶

18 不欲歸心凝形釋與萬化冥合然□□□□之

19 未知游游於是乎始故為之文以志□□元和

20 四年也

両者の比較によって『金石苑』の搨印状態がいかに良好であったか知られよう。両者は缺字部分を除いてほとんど同じであるが、今日の伝世集本との間にはかなりの異同が見られる。今、表にしてそれを示す。表中の“○”は『金石苑』と同字のものを、常見の異体字や後人による明らかな誤筆等以外で顕著な差異があるもの、たとえば異文を注記するもの等はゴチックで示す。《苑》は『金石苑』、《補》は『八瓊室金石補正』、《英》は『文苑英華』、《粹》は『唐文粹』、《百》は集本の《百家注》、《辯》は《音辯》、《詁》は《詁訓》、《鄭》は《鄭定》、《世》は《世綵堂》の略。

	苑	補	英	粹	百	辯	詁	鄭	世
02	宴	○	○	讌	○	○	○	○	○
	遊	○	○	○	游	游	游	游	游
	記	○	○	序	○	○	○	○	○
03	隙	○	○	隙	○	○	隙	○	○
	游	○	遊	遊	○	遊	○	○	○
04	迴	○	廻	○	廻	○	○	廻	廻
	谿	○	○	溪	○	溪	溪	○	溪
	怪	○	恠	○	○	○	○	○	○
05	遠	○	○	處	○	○	○	○	○
	傾	□	碩	○	○	○	○	○	○
	□□	○	臥而夢	／／	臥而夢	○	臥而夢	臥而夢	臥而夢
06	所□	□極	所極	所極	所極	所極	所極	所極	所極
	夢	○	夢	○	○	○	○	夢	○
07	山	○	山林	○	山水	○	山水	山水	山水
09	指	○	抵	○	○	○	抵	○	○
	僕	○	僕人	僕人	僕人	○	僕人	僕人	僕人
10	染	○	冉	冉	○	○	○	○	○
	茂	○	○	茨	○	○	○	○	○
11	遨	○	遊	○	○	○	○	○	○
	衽	□	衽	○	○	○	衽	○	○
	窪	洼	洼	○	洼	洼	洼	洼	洼
12	穴	○	空	○	○	○	○	○	○
	是山	○	○	○	○	○	山	○	○
14	出	□	○	○	立	○	○	立	立
	悠悠	○	悠	○	○	○	○	○	○
15	興	○	○	將	○	○	○	○	○

	灑	顯	○	○	顯	○	顯	顯	顯
	俱	○	○	以俱	○	○	○	○	○
	洋洋	□□	伴伴	○	○	○	○	○	○
16	游	○	遊	遊	遊	○	○	遊	○
17	猶	○	獨	○	○	○	○	○	○
18	形	○	○	神	○	○	○	○	○
	萬化冥合	○	萬物不異	○	○	○	○	○	○
19	游	○	遊	遊	○	○	○	○	○
	文	○	○	序	○	○	○	○	○
相同 /8 (ゴチック)			3	5	4	7	3	4	3

03:「恒」字：簡州石本二種・《粹》・《辯》・《百》・《鄭》・《世》は末一画を筆缺。諸本中の避諱について、詳しくは後述。

06:石本「以臥」下の「□□」:《補》に「“臥”下字磨泐二字，以義度之，當是“臥則”二字。『集本』所無也」というが、誤りであろう。《辯》「以臥」下の注に「一本更有“臥而夢”三字」といい、《詒》「以臥」下には更に「臥而夢」三字があり、《百》・《鄭》にも「臥而夢」があつて注に「一無“臥而夢”」という。《世》は「以臥」下に注して「一本無“以臥”二字」、また「臥而夢」下に注して「一無“臥而夢”三字」という。つまり「以臥」・「以臥，臥而夢」・「臥而夢」という三つの異文があつた。石本は缺二字であるから「臥而夢」三字ではなく、正文とは考えにくい。いっぽう小字夾注があつたことは下の09行で明らかであり、小字夾注・双行であれば、正文の缺二字は四字以上、八字以下となり、「一本更有“臥而夢”」七字二行が考えられる。

07:「州之山」下:《百》・《詒》等には「水」字があり、《英》は「林」に作る。「林」は「水」と字形が近いことによる誤り。

09:「□□異之」:《苑》「□□異之」の缺二字を「指而」二字と補注、《補》は「指」下に小字「□□抵□」(「□□」と「抵□」の二行)に作る。《百》等は「指異之」に作り、下に注して「“指”一作“抵”」、逆に《詒》は「抵異之」に作り、下に注して「“抵”一作“指”」という。つまり「指異之」と「抵異之」の異文とそれをいう注があつた。石本は《補》が作るように小字夾注・双行であり、《苑》の積文する「指」も小字に作るべきであつて「指」下はその異文をいうものである。《補》は「□□抵□」に作るから、「一作抵」三小字・双行であつた考えられる。「僕」下字:諸本は「人過湘江」に作り無注、《辯》には「人」字が無くして注に「一本有“人”字」。石本は「僕」下に「□□江」に作るが、「過湘江」

であり、「僕」下には「人」字が無い。

10：石本「染」下は「□」に作り、補注なし。ただ《補》は「“染溪”之間泐一字，不可辨，亦『集本』所無」という。確かに集本は「染溪」に作るが、《百》等は「染溪」下に注して「“染”一作“冉”」という。《英》・《粹》が「冉」に作る。したがって09と同じく石本には小字夾注があり、「染」下は「一作冉」の小字夾注・三字二行に作っていたと考えられる。「茂」字：《辯》のみ注して「亦作“芟”」。

12：「窪」・「注」：石本は一致しないが、集本等はいずれも「注」に作る。

15：「灑」・「顯」：石本は一致しないが、石本が多く《辯》と符合することから、《苑》を採る。

以上によって簡州石本を復元すれば次のようになる。

01 柳子厚八記

02 始得西山宴遊記

03 自余為僇人居是州恒惴慄其隙也則施施而
 04 行漫漫而游日與其徒上高山入深林窮迴谿
 05 幽泉怪石無遠不到到則披草而坐傾壺而醉
 06 醉則更相枕以臥一本更有意有所極夢亦同趣覺
 07 而起起而歸以為凡是州之山有異態者皆我
 08 有也而未始知西山之怪特今年九月二十八
 09 日因坐法華西亭望西山始指一作異之遂命僕
 10 過湘江緣染一作溪斫榛莽焚茅茷窮山之高而
 11 止攀援而登箕踞而遨則凡數州之土壤皆在
 12 衽席之下其高下之勢呀然注然若垤若穴尺
 13 寸千里攢蹙累積莫得遯隱縈青繚白外與天
 14 際四望如一然後知是山之特出不與培塿為
 15 類悠悠乎與灑氣俱而莫得其涯洋洋乎與造
 16 物者游而不知其所窮引觴滿酌頽然就醉不
 17 知日之入蒼然暮色自遠而至至無所見而猶
 18 不欲歸心凝形釋與萬化冥合然後知吾嚮之
 19 未知游游於是乎始故為之文以志是歲元和
 20 四年也

〔鈷鉤潭記〕

缺字はわずかに 03「齧其」下一字のみ。《苑》は「涯」字を補注し、諸本は「涯」に作る。簡州石本の復元文は次の通り。

- 01 鈷鉤潭記
 02 鈷鉤潭在山西其始蓋冉水自南奔注抵山
 03 石屈折東流其顛委勢峻蕩擊益暴齧其涯故
 04 旁廣而中深畢至石乃止流沫成輪然後徐行
 05 其清而平者且十畝有樹環焉有泉懸焉其上
 06 有居者以予之巫游也一旦歎門來告曰不勝
 07 官租私券之委積既芟山而更居願以潭上田
 08 貿財以緩禍予樂而如其言則崇其臺延其檻
 09 行其泉於高者而墜之潭有聲濺然尤與中秋
 10 觀月為宜於以見天之高氣之迴孰使予樂居
 11 夷而忘故土者非茲潭也歟

	苑	補	英	粹	百	辯	詰	鄭	世
02	自南		南		○	○	○	○	○
	山		○		○	小	○	○	
03	齧		齒		○	○	○	○	
04	止		上		○	○	○	○	
05	上		○		○	○	下	○	
06	予		余		○	○	○	○	
	游		遊		○	○	○	○	
	歎		○		○	歎	○	○	
08	予		余		○	○	○	○	
09	者而		○		○	者	○	○	
10	以	此以	○	○	○	○			
計	相同 /2	1		2	1	2	2	2	

09：《辯》は「高者，墜之潭」に作り、注して「“者”一本作“而”，又一本“者”、“而”字並存」。《百》等は「高者，而墜之潭」に作り、注して「一無“者”字，一無“而”字」。

〔鈷鉤潭西小丘記〕

缺字はわずかに 06「若」下二字のみ。《苑》は「熊羆」を補注し、諸本もそのように作る。簡州石本の復元文は次の通り。

- 01 鈷鉤潭西小丘記

02 得西山後八日尋山口西北道二百步又得鉞
 03 鉞潭西二十五步當湍而浚者為魚梁梁之上
 04 有丘焉生竹樹其石之突怒偃蹇負土而出爭
 05 為奇壯者殆不可數其嶮然相累而下者若牛
 06 馬之飲于溪其衝然角列而上者若熊羆之登
 07 于山丘之小不能一畝可以籠而有之問其主
 08 曰唐氏之弃地貨而不售問其價曰止四百余
 09 憐而售之李深源元克己時同游皆大喜出自
 10 意外即更取器用剷刈穢草伐去惡木烈火而
 11 焚之嘉木立美竹露奇石顯由其中以望則山
 12 之高雲之浮溪之流鳥獸魚之遨遊舉熙熙然
 13 迴巧獻技以効茲丘之下枕席而臥則清冷之
 14 狀與目謀潏潏之聲與耳謀悠然而虛者與神
 15 謀淵然而靜者與心謀不旬旬而得異地者二
 16 雖古好事之士或未能至焉噫以茲丘之勝致
 17 之豐鎬鄠杜則貴游之士爭買者日增千金而
 18 愈不可得今弃是州也農夫漁父過而陋之價
 19 四百連歲不能售而我與深源克己獨喜得之
 20 是其果有遭乎書於石所以賀茲丘之遭也

	苑	補	英	粹	百	辯	詰	鄭	世
02	西		而面		○	○	○	○	○
03	潭		潭潭		潭潭	○	○	潭潭	潭潭
	而 浚		之 峻		○ ○	○ ○	○ ○	○ ○	○ ○
05	壯		恠		狀	○	狀	狀	狀
	嶮		嶮		嶮	○	嶮	嶮	嶮
08	弃		棄		棄	○	棄	棄	棄
12	高		立		○	○	○	○	○
	魚		蟲魚		/	○	/	/	/
14	悠然		悠悠		○	○	○	○	○
15	市		匝		匝	○	匝	匝	匝
16	噫		嘻		○	○	○	○	○
17	弃		棄		棄	○	棄	棄	棄
18	父		○		○	夫	○	○	○
	過		遇		○	○	○	○	○

	價		○		賈	賈	賈	賈	賈
20	於		于		○	○	○	○	○
計	相同 /6		1		0	5	1	0	0

01: 「丘」字:《苑》は缺筆。清人による聖人孔丘のための避諱、下同。

02: 《英》「而西」下に注して「二字、『集』作“西”」。

03: 《英》「潭、潭西」下に注して「『集本』不疊“潭”字」。《英》「之」下に注して「『集』作“而”」、諸集本は注して「“而”一作“之”」。

05: 「壯」字:《英》「恠」下に注して「『集』作“壯”」。《辯》「壯」に注して「“壯”一本作“狀”」。「恠」は「怪」の異体字。字形が「壯」に近いために誤り、また「壯」は「狀」と音・形ともに近いために誤ったもの。「嶽」字:《辯》「嶽」下に注して「“嶽”,音欽,同“嶽”」、《百》等「嶽」下に注して「“嶽”,音欽,同“嶽”」。本来「峰/峯」・「峨/峩」・「群/羣」等の如き常見の異体字の類ではあり、集本の校対の厳格なるを窺うが、いっぽう後文に見える「弃/棄」・「父/夫」等の相異については挙げるものがない。

12: 「高」字:《英》「立」に注して「『集』作“亭”」。「鳥獸魚」:《辯》「鳥獸魚」に注して「一本無“魚”字」、《百》・《鄭》「鳥獸」に注して「一作“鳥獸魚”」、《英》「鳥獸蟲魚」に注して「『集』無此二字(蟲魚)」。《世》「鳥獸」に注して「一本“獸”下有“魚髓”字」。

14: 《英》「悠悠」に注して「『集』作“悠然”」、《辯》「悠然」に注して「一本有兩“悠”字」。《百》等「悠然」に注して「一作“悠悠然”」。

15: 《辯》「市」に注して「“市”,一本作“匝”,同」。《百》等には注無し。

16: 《英》「噫」に注して「『集』作“噫”」。

18: 石本「父」と《辯》「夫」が異なるが、《辯》は前に「農夫」とあるために誤ったのではなかろうか。「過」字:《英》「遇」に注して「『集』作“過”」、形近の誤。「賈」字:石本は《英》と同じ。集本いずれも「賈」。前08行に「價曰止四百」とあり、ここではいずれも「價」に作る。

〔至小丘西小石潭記〕

《苑》には06「雲」と「□日」の間にある「一云□□□潭」・「游魚□若乘空」二行の小学夾注に若干の缺字が見られる。ただし「雲」字は誤り。この部分の釈読は困難を極める。詳しくは後述。まず、復元文を示す。

01 至小丘西小石潭記

02 從小丘西行百二十步隔篁竹聞水聲如鳴珮

- 03 環心樂之伐竹取道下見小潭水尤清冽全石
 04 以為底近岸卷石底以為坻為嶼為嵒為巖
 05 青樹翠蔓蒙絡搖綴參差披拂潭中魚可百許
 06 頭皆若空遊無所依一云披拂潭中下視游魚類若乘空日光下澈影布
 07 石上怡然不動俶爾遠逝往來翕忽似與遊者
 08 相樂潭西南而望斗折蛇行明滅可見其岸勢
 09 大牙差互不可知其源坐潭上四面竹樹環合
 10 寂寥無人凄神寒骨悄愴幽邃以其境過清不
 11 可久居乃記之而去同遊者吳武陵龔一作龔古余
 12 弟宗玄隸而從者崔氏二小生曰恕己曰奉壹

	苑	補	英	粹	百	辯	詰	鄭	世
01	小石		○	○	○	○	石	○	○
02	珮		○	佩	○	佩	○	○	○
03	冽		○	冽	冽	○	冽	○	冽
	全		金	泉	○	泉	金	○	○
04	底		○	○	底	○	底	○	○
05	叅		參	參	參	參	參	參	參
06	雲		/	/	/	/	/	/	/
	澈		○	徹	○	○	○	○	○
07	怡		怡	恬	○	○	○	○	○
08	蛇		虵	○	虵	○	虵	○	○
	岸		形	○	○	○	○	○	○
10	悄		○	○	○	○	○	消	○
11	吳	吳	吳	○	○	吳	○	吳	
	龔	龔	龔	○	○	○	○	○	
	古	○	○	右	○	○	○	○	
12	隸	隸	○	隸	○	欸	○	隸	
	壹	一	○	○	○	○	○	○	
計	相同 / 4		1	1	4	2	3	4	4

03：《英》「金」に注して「『集』作“全”」。集本の「金」は形近の誤、「泉」は音近の誤。

06：《苑》は「無所依」下字を「雲」に作って小字夾注・双行があり、後に正文「□日光」に作る。正文「雲」と「□」は誤り。諸本は「無所依日光」に作り、それぞれ「依」下に次のような注がある。

石本の「一云□□□潭」「游魚□若乘空」の小字夾注双行中の缺字を諸本との関係から填めれば「一云披拂潭」「游魚類若乘空」であるに違いないが、「潭」

《苑》		「雲」下 小字夾注	一云□□□潭 游魚□若乘空
《辯》、《鄭》		「依」下 小字夾注	一云披拂潭中下 視游魚類若乘空
《詒》、《百》、《世》			一云披拂潭中俯 視游魚類若乘空
《英》	明刊本		集注作一作披遊魚類拂 潭中俯類若乘空
	明抄本		集注作一作披拂潭中俯 視遊魚類若乘空

字の前「□□□」三字は「披拂」二字となり、双行の字数が合わない。「一云披拂潭」に続く部分が「日光」前の「□」となっており、それは「中下視」あるいは「中俯視」であろう。いっぽう「雲」字

は諸本に見えず、また文意不通である。正文ではなく、注文であることが予想される。「依雲」は後にある「一云」と同音であるから、そのために誤ったのではなかろうか。「依」と「日」の間は四字であるから、小字夾注は行八字になる。そこで次のような過程によって誤記されたことが考えられる。

《苑》録文	無所依雲	一云□□□潭 游魚□若乘空	□日光
(誤記過程)	無所依〔雲〕	一云□□□潭 游魚□若乘空	←□日光
	無所依	一云□□潭□□□ 游魚□若乘空	日光
簡州石刻原文	無所依	一云披拂潭中下視 游魚類若乘空	日光

ただ「潭中」下字が「下」か「視」かは不明である。簡州石本が多く《辯》と合致することから考えて「下」の可能性が高い。

07:《英》「怡」に注して「『集』作“怡”」、形近の誤。

11: 諸集本は「龔」に注して「一作“龔”」、《英》「龔」に注して「『集』作“龔”」。

12: 《玄》字:《苑》・《百》・《世》は缺筆。《苑》は「隸」に作る。「隸」の異体字。《詒》の「欸」は「款」の異体字。形近の誤。

「袁家渴記」

『補正』巻68(27b)は「袁家渴記」下に「高二尺七分，廣一尺七寸，記文十五行，行十八字，字徑七八分，正書」として録文し、末に「首行標題失拓。曼患五字，据『柳集』補注於旁」というが、『金石苑』は標題「袁家渴記」を含み、「曼患五字」(小・又・多・冬・棟)いずれも録す。この五字は行首・行末あるいはその近くに集中している。復元文は以下の通り。

- 01 袁家渴記
- 02 由冉溪西南水行十里山水之可取者五莫若
- 03 鈞鉅潭由溪口而西陸行可取者八九莫若西
- 04 山由朝陽巖東南水行至燕江可取者三莫若
- 05 袁家渴皆永中幽麗奇處也楚越之間方言謂
- 06 水之反流者為渴音若衣褐之褐渴上與南館
- 07 高嶂合下與百家瀨合其中重洲小溪澄潭淺
- 08 渚間廁曲折平者深黑峻者沸白舟行若窮忽
- 09 又無際有小山出水中山皆美石石上生青叢
- 10 冬夏常蔚然其旁多巖洞其下多白礫其樹多
- 11 楓柝石楠檉櫟樟柚草則蘭芷又有異卉類合
- 12 歡而蔓生轆轤水石每風自四山而下振動大
- 13 木掩苒衆草紛紅駭綠蓊鬱香氣衝濤旋瀨退
- 14 貯溪谷搖颺葳蕤與時推移其大都如此余無
- 15 以窮其狀永之人未嘗遊焉余得之不敢專也
- 16 出而傳於世其地世主袁氏故以名焉

	苑	補	英	粹	百	辯	詰	鄭	世
03	而西	○	西		○	○	○	○	○
05	水	永	永		永	永	永	永	永
	奇	○	○		○	其	○	其	○
06	反	○	○		支	○	支	○	支
	渴上	○	上		○	○	○	○	○
07	小	□	○		○	○	○	○	○
	澄	○	深		○	○	○	○	○
08	深	○	流		○	○	○	○	○
	黑	○	○		○	○	○	○	墨
	舟	○	冉		○	○	○	○	○
09	又	□	○		○	○	○	○	○
	山皆	○	皆		皆	○	○	○	○
	石上	○	○		上	上	○	上	上
	青	○	清		○	○	○	○	○
	叢	○	叢		○	○	○	○	○
10	冬	□	○		○	○	○	○	○
	多	□	○	○	○	○	○	○	
11	榲	□	○	○	○	○	○	○	
12	歡	○	○	○	○	○	權	○	

	四	西	○		○	○	○	○	○
14	溪	○	谿		○	谿	○	谿	谿
16	出而	○	而出		○	○	○	○	○
	其	○	其時		○	○	○	○	○
	世主	○	○		主	○	○	○	主
	袁	○	○		○	○	○	○	表
計 相同 /6		4		2	3	5	3	2	

02：《英》「西」の上に注して「『集』有“而”字」。

05：「永」：《苑》は「水」に作り、《辯》・《鄭》の注に「“永”，一本作“水”，非」。《辯》が用いた参校本に「水」に作るものがあつたことが知られるが、《補》は「永」に作る。《苑》の誤字である可能性も考えられる。「奇」字：《辯》等は「其」。音近の訛に違いないが、宋本にこの異文を注するものはない。

06：《英》「反」に注して「『集本』作“支”」、《辯》・《百》・《詁》は無注、宋集本は《世》に至って注して「“支”，一作“反”」。「支」は形近の誤。

07：《英》「深」に注して「『集』作“澄”」。

08：《英》「流」に注して「『集』作“深”」。

09：《英》「冉」に注して「『集』作“舟”」、形近の誤。「美石，石上」：《補正》は録文の後に「“皆美石，石上生青叢”，『集本』無下“石”字」。《辯》・《鄭》は「美石，上」に作り、注して「一本更有“石”字」、《百》・《世》は注して「一有“石”字」。「叢」：《英》「菴」に注して「『集』作“叢”」、異体字。

12：《苑》と《補》で異なるが、文意上、諸集本が作る「四」がよい。

14：《補》は同治間の成書であるために「貯」（文宗咸豐帝奕訢）を缺筆。《苑》は道光二六年（1846）の成書であるために避けず。

〔石渠記〕

《苑》・《補》ともに缺字なし。復元文は以下の通り。

- 01 石渠記
- 02 自渴西南行不能百步得石渠民橋其上有泉
- 03 幽幽然其鳴乍大乍細渠之廣或咫尺或倍尺
- 04 其長可十許步其流抵大石伏流其下踰石而
- 05 往有石泓昌蒲被之青鮮環周又折西行旁陷
- 06 巖石下北墮小潭潭幅員減百尺清深多鯈魚
- 07 又北曲行紆餘畹若無窮然卒入于渴其側皆
- 08 詭石怪木奇卉美箭可列坐而蔭焉風搖其顛

- 09 韻動崖谷視之既靜其聽始遠予從州牧得之
 10 攬去翳朽決疏土石既崇而焚既醜而盈惜其
 11 未始有傳焉者故累記其所屬遺之其人書之
 12 其陽俾後好事者求之得以易元和七年正月
 13 八日鑿渠至大石十月十九日踰石得石泓小
 14 潭渠之美於是始窮也

	苑	補	英	粹	百	辯	詰	鄭	世
02	民	○	氏		○	○	○	○	○
03	鳴	○	○		○	○	泉	○	○
04	十許	○	許十		○	○	○	○	○
	下	○	○		○	○	上	○	○
05	鮮	○	鮮		○	○	○	○	○
	西	○	西南		○	○	○	○	○
	陷	○	蹈		○	○	○	○	○
06	北墮	○	比隨		○	○	○	○	○
	儵	○	○		儵	○	○	○	○
07	入	○	人入		○	○	○	○	○
08	顛	○	○	顛	○	顛	顛	顛	
09	崖	○	其	○	○	○	○	○	
10	朽	○	枋	○	○	○	○	○	
	上	○	土	土	土	土	土	土	
計	相同 /3		1		2	3	2	2	2

03：「鳴」字：《詰》のみ「泉」に作る。前に「泉」字あり、「其鳴」は泉鳴を謂う。故に誤る。この「記」に限らず、諸集本中《詰》には異文が多く見られるが、清人抄書の誤りも少なくないであろう。

05：「泓」字：《苑》・《補》は清諱（高宗乾隆帝弘曆）を避けて缺筆。「西」：《英》諸本は「西南行」に作り、明刊本は注して「『集』作“難行”」、明抄本の注は「『集』無“難”字」、清四庫全書（文淵閣）本の注は「『集』無“南”字」。「難」は「南」と音同による誤。「陷」字：《英》「蹈」に注して「『集』作“陷”」、形近の誤。

06：「減」：《鄭》は注して「“減”一作“滅”」。この「滅」は「およそ、近い」の意であろう⁽⁵³⁾。

(53) 裴立・彦惊『大慈恩寺三藏法師傳』卷2に「(伽藍)中有佛齒及却初時獨覺齒，長五寸，廣減四寸」、釋道世『法苑珠林』卷1「却量篇」2「大三災部・時節部」に「計一拘盧舍減有二里，計八拘盧舍減有十六里，爲一由旬」。ここに拙著『柳宗元永州山水游記考』(p520)を補正しておく。

07：《英》「卒人入」に注して「『集』無“人”字」。形近の誤、衍字。

10：《英》「枋」に注して「『集』作“朽”」、形近の誤。「上」：諸集本は「土」。石本のみ形近の誤であろう。

〔石澗記〕

《苑》のみ録文あり。缺字なし。復元文は以下の通り。

- 01 石澗記
- 02 石渠之事既窮上由橋西北下土山之陰民又
- 03 橋焉其水之大倍石渠三之巨石為底達于兩
- 04 涯若床若堂若陳筵席若限閫奧水平布其上
- 05 流若織文響若操琴揭跣而往折竹掃陳葉排
- 06 腐木可羅胡床十八九居之交絡之流觸激之
- 07 音皆在床下翠羽之木龍鱗之石均蔭其上古
- 08 人之其有樂乎此耶後之來者有能追余之踐
- 09 履耶得意之日與石渠同由渴而來者先石渠
- 10 後石澗由百家瀨上而來者先石澗後石渠澗
- 11 之可窮者皆出石城村東南其間可樂者數焉
- 12 其上深山幽林逾峭險道狹不可窮也

	苑	補	英	粹	百	辯	詰	鄭	世	
02	民		氏		○	○	○	○	○	
03	三之		○		三之	○	○	三之一	三之一	三之一
	巨石		○		○	○	○	巨	○	○
04	床		○		○	○	○	牀	○	○
	堂		○		空	○	○	○	○	○
05	操		○		○	○	○	摻	○	○
	竹		○		○	○	○	竹箭	○	○
	床		○		○	○	○	牀	○	○
06	交		○		天交	○	○	○	○	○
07	床		○		○	○	○	牀	牀	牀
	蔭		○		蔭	○	○	○	○	○
08	有能	○	其能	○	○	○	○	○		
	余	○	○	○	○	予	予	予		
09	得意	○	○	○	○	○	○	○		
10	上而	○	○	○	○	而	○	○		
11	皆出	○	出	○	○	○	○	○		
計	相同/3		2		2	3	1	2	2	

03:《百》・《鄭》・《世》は注して「他本或無“一”字、或無“亘”字」。《辯》は注して「一本“之”下更有“一”字」、「一本無“亘”字」。

04:《英》は注して「『集』作“堂”」、「空」は形近の誤。

06:《英》は注して「『集』無“天”字」。「天」は「交」と形近の誤にして衍字。

07:《英》は注して「“廡”通作“蔭」。

09:《詰》・《鄭》・《世》は注して「一無“意”字」。

11:《英》は注して「『集』有“皆”字」。

「小石城山記」

《苑》のみ録文あり。缺字なし。復元文は以下の通り。

- 01 小石城山記
- 02 自西山道口徑北踰黃茅嶺而下有二道其一
- 03 西出尋之無所得其一少北而東不過四十丈
- 04 土斷而川分有積石橫當其垠其上為睥睨梁
- 05 欂之形其旁出堡塢有若門焉窺之正黑投以
- 06 小石洞然有水聲其響之激越良久乃已環之
- 07 可上望甚遠無土壤而生嘉樹美箭益奇而堅
- 08 其疏數偃仰類智者所施設也噫吾疑造物者
- 09 之有無久矣及是愈以為誠有又怪其不為之
- 10 於中州而列是夷狄更千百年不得一售其技
- 11 是故勞而無用神者儻不宜如是則其果無乎
- 12 或曰以慰夫賢而辱於此者或曰其氣之靈不
- 13 為偉人而獨為是物故楚之南少人而多石是
- 14 二者余未信也

	苑	補	英	粹	百	辯	詰	鄭	世
04	斷		斷		斷	○	斷	斷	斷
05	黑		里		○	○	○	○	○
06	響		○		○	○	○	○	○
08	施		始		○	○	○	地	○
09	愈		逾		○	○	○	○	○
10	於中		○		中	○	○	中	中
	得		復		○	○	○	○	○
	技		○		伎	伎	伎	伎	伎
11	故		○		○	固	固	○	固
	儻		○		○	○	倘	○	○

12	賢	賢	賢	賢	賢	賢	賢	賢
計	相同 / 2	2	1	1	1	1	1	0

06：《英》は注して「『集』作“音”」、今諸集本は「響」。恐らく「音」は「響」の誤字。

08：《英》は注して「『集』作“施”」。「始」・「地」は形近の誤。

09：《英》は注して「『集』作“愈”」。

10：《英》は注して「『集』作“得”」。「復」は形近の誤。05「里」も単純な誤字であり、《英》の底本が校正を経ていないものであったことを想像させる。

三、簡州「永州八記」の刻石とその年代

簡州石刻「永州八記」はいつ、だれが書丹刻石したものなのか。発見者の宮思晋によれば「其不書刻者姓名」であり、「碑在洞中，洞凡三面，中為柳文，其左右必有題跋，不幸而沒於匠石之手」、それを記した題跋の類があったと思われるあたりは石工の不注意によって破壊されていた。そのために同僚たちの間で議論に上るが、思晋自身は摸刻と考えていたようである。

清代金石家の“摸刻”説

これを著録する清代の金石家もこの問題について考証を加えている。『金石苑』は録文の後に次のようにいう。

右「八記」刻在簡州，未詳刻者何人，亦無年月。按『零陵縣志』，以鈇鋸潭“山水形勢與柳文不合，意鈇鋸潭當別有所在。”『唐書』柳宗元本傳，亦未嘗官蜀。

『簡州志』亦無鈇鋸潭。殆好事者為之耶。

引く所の『零陵縣志』中の一文は明末の錢邦芑(1599-1673)「遊愚溪記」に出るものであろう⁽⁵⁴⁾。それに「間 [問] 鈇鋸潭所在，僧指曰：“溪北上勒字，可據。”……土人引至溪邊，躡危墜深，近水有危石斜立，而俯溪流 [石]，上果勒“鈇鋸潭”三大字者，……況山水形勢與柳文俱不合，意鈇鋸潭當別有所在」という。石刻「鈇鋸潭」三大字（楷書）は現存するが⁽⁵⁵⁾、「當別有所在」であり、

(54) 『(康熙) 永州府志』卷20「藝文三・記」(75b)。「金石苑」は道光間の成書であるから引く所の『零陵縣志』はその前のものを指すが、『(康熙) 零陵縣志』には見えず、『(光緒) 零陵縣志』卷1「輿地・水」(45a)に「明錢邦芑以為鈇鋸潭今不能定其所在，即溪(愚溪)邊石上勒有“鈇鋸潭”三字者，及攷其形勢，亦與柳文不合」と見える。『零陵縣志』は『永州府志』の誤りではなからうか。

(55) 永州市文化局・永州市文物管理処編『永州石刻拾華』(湖南人民出版社2006年)「鈇鋸潭石刻」(p29)に写真(カラー)あり。

上述の如く、いつくかの地が「鈞澗潭」あるいは「鈞澗」と呼ばれていた。『金石苑』は、子厚に蜀に赴任した経歴がないこと、簡州の方志に「鈞澗潭」なる地が見えないことによって、後の好事家の手になるものと解して深くは追究しない。『補正』の方は考証を加えて次のようにいう。

首行末書字(「柳子厚□□」を指す)、尚存下[上]半。蓋文惠撰此記、并嘗自書之。

此刻“恒”作“恒”，穆宗名“恒”，元和年尚不避改。「袁家渴記」有兩“世”字，「石渠記」有“民”字，均不缺筆，殆宋人所摸刻也。

「宴遊記」中に「恒」字の缺筆が見られるが、『補正』はこれを唐・穆宗の諱を避けたものと考えたのであろうか。子厚は永州に流され、元和九年(814)に長安に召還されて十四年に再遷の地、柳州で卒す。いっぽう穆宗の在位は元和十五年(820)から長慶四年(824)までの間である。しかし「記」中の「世」・「民」の二字は唐・太宗の諱であるにも関わらず、缺筆されていない。太宗の在位は貞観年間(627-649)、子厚の前にある。したがって唐人の作ではあり得ないから、「宋人所摸刻」と考えるわけである。

簡州石刻が「宋人所摸刻」であるならば、きわめて貴重な文物である。子厚の真蹟あるいはその摸刻の存在は今日知られていない。「龍城石刻」・「懿王像贊」等の書が伝わっているが、作そのものが懷疑されており、斯界の承認を得るに至っていない。況や「永州八記」は子厚作品の最であり、これが「宋人所摸刻」であるならば、国宝級の文物に指定されるべきものである。しかし残念ながら「摸刻」説は否定せざるを得ない。その理由は以下の通りである。

非「宋人摸刻」説の根拠

1) 明代の記載

明の大学者曹学佺(1574-1647)の『蜀中廣記』巻8「名勝記・成都府・簡州」(6b)⁽⁵⁶⁾に次のようにいう。

『九州要記』：“陽安縣南七十步有赤水如絳，源出隆州。”⁽⁵⁷⁾今治西二里絳溪是也。溪上龍門洞，有石如龍。壁上“龍門”二字，州人許奕書。傍刻柳子厚「鈞澗潭」諸記，乃宋臨歐陽詢書。又云：“陽安有雁水，源出廣

(56) 四庫全書(文淵閣)本による。

(57) 『太平寰宇記』巻76「簡州」の「簡州」に「『九州要記』云：“簡州在赤水之地。”、「陽安縣」に「絳水：在州南。色赤如絳，故『九州要記』云“簡州在赤之北”是也」。清・王謨『漢魏地理書鈔』の「樂資『九州要記』」(5b)はこの条を拾遺するのみ。『元和郡縣圖志』巻31「簡州」の「平泉縣」に「赤水：經縣南七十步」と見える。錯簡がありはしないか。

漢。”……雁、赤二水之間有江月樓，薛濤「江月樓」詩：“憑闌却憶騎鯨客，……。”

この記載は極めて重要である。今これによって以下のことが知られる。

1：柳子厚「鉛鋸潭」等八記は簡州陽安縣の絳溪の畔にある龍門洞の傍に刻されていた。

2：宋人による書刻である。

3：唐初の書家歐陽詢(557-641)の書を臨摸したものである。

曹学佺は万曆三十七年(1609)から四一年まで四川右参政の任にあった。『蜀中廣記』はその時の撰である。全一〇八卷・一三門中に各地の「名勝記」門・計三五卷があり、万曆四六年(1618)に『蜀中名勝記』卷三〇として単行⁽⁵⁸⁾、また崇禎三年(1630)には『大明一統名勝志』全二〇九卷に編入された⁽⁵⁹⁾。したがってこの記載は広く知られていてよいのであるが⁽⁶⁰⁾、当地の知州や清代金石家に至るまで挙げていないのはなぜか。ただ『語石』がいう「夫柳州「鉛鋸潭」八記」の語は「柳子厚「鉛鋸潭」諸記」に近い。しかしこれは柳子厚「鉛鋸潭」等「永州八記」を謂うものであり、また『語石』は「其地在零陵，而蜀刻之，……若此類，不可謂非重其文矣」というに止まって「宋臨歐陽詢書」に言及しない。やはりこの記載を知らなかったであろう。

「陽安縣」は簡州の治の所在地。「赤水」は絳溪ともいう、今日の絳溪河。州治はかつて絳溪口の西北岸、今の北門大橋の北にあり⁽⁶¹⁾、明・正徳八年(1513)に東南の対岸、即ち今の城関に遷った。「龍門」については『輿地紀勝』卷145「簡州・景物上」にも「龍門：在陽安縣南三里中江西岸，危崖石對立，俗號龍門」という。絳溪は西から蛇行して北流し、「中江」今の沱江に入る。

「宋臨」の「宋」が南宋か北宋かは未詳。『輿地紀勝』(嘉定十四年1221)卷145「簡州・碑記」門に柳子厚「八記」の石刻については未載であるが⁽⁶²⁾、「許奕」は「簡

(58) 福清(福建省福清市)の林茂之(名は古度)によって『蜀中名勝記』卷三〇に改編されて刊行。後に『粵雅堂叢書』三編第二九集に『蜀中名勝記』三〇卷(光緒元年1875刊)を収載。『叢書集成』は粵雅堂本に拠って排印。

(59) 同文は『大明一統名勝志』(崇禎三年1630曹学佺自序)『四川名勝志』卷8「簡州」(6a)。

(60) ただし出土した道光年間より前の方志で今日に伝わる『天啓成都府志』(天啓元年1621)・『乾隆簡州志』・『乾隆四川通志』・『嘉慶四川通志』には見えない。

(61) 簡陽縣志編纂委員會『簡陽縣志』(巴蜀書社1996年)「簡縣治遺址考釋」(p33)は今の北門大橋北端から安象街南端にかけての一带に比定しているが、そのあたりは早く『乾隆簡州志』卷1「城圖」(12b)に「舊城」と見える。

州・風俗形勝」門の「簡州四出狀元」の条に引く『圖經』および「簡州・景物下」門の「狀元樓」の条に見える。ただし「簡州・碑記」門には許奕書「龍門」石刻も未載。『〔乾隆〕簡州志』卷1「地輿志・洞」(10b)に「龍門洞：治西絳溪西岸，宋狀元許奕手書“龍門”二字，石刻尚存」。

また、上掲の如く、「八記」出土後の『〔咸豐〕簡州志』卷3「地輿志・亭臺樓」(12b)には「冷泉亭：絳溪北岸，已廢。遺碑，歐體字，略可辨。旁有石刻唐柳宗元文數則，端楷，完好可讀」であった⁽⁶³⁾。所在地は近く、また「遺碑，歐體字」は「宋臨歐陽詢書」と謂うのと変わらない。ただし「遺碑」とは「冷泉亭」碑のことであるから、これとは別に欧陽詢の書体に倣った「石刻唐柳宗元文」があったのであろうか。また、「子厚「鉛鋸潭」諸記」は許奕書「龍門」石刻の「傍」に刻されているというが、龍門が宋の陽安「縣南三里中江西岸」にあるならば、出土地点とされる絳溪の上流域とは距離・方位ともにズレが生じる。

2) 出土地「西崖」とその石刻

宮思晋によれば「八記」は簡州「西崖」の巖洞内に刻されていた。西崖について『〔咸豐〕簡州志』卷3「地輿志・崖」(8a)⁽⁶⁴⁾にいう。

西崖：州城西五里、絳溪西岸。多名人題詠。宋・趙全叔書“雲華禪洞”、明・知州孫鎬書“西崖霽月”，又“龍門錦浪”……“石髓堆雲”諸題刻。

大佛崖：即西崖。嘉慶八年(1803)，州吏目胡燮廷於石壁鑿“布袋彌勒佛像”，高數丈，因名。

藏真崖：亦即西崖。其下有泉，狀元許奕書“藏真泉”三字刻石，因名。壁刻「藏真崖銘并記」，末記云“宋康肅書”。又有“趙仇父……”又“浚儀趙希濬公……嘉定癸未(十六年)下元前一日題。”又“薛公肅約……趙全叔……淳熙刻石。”按：石刻多字剝蝕，僅取其可識者錄之。

「龍門錦浪」は『蜀中廣記』にいう許奕書「龍門」題刻の近くであろう。また「地輿志・泉」(18b)⁽⁶⁵⁾に次のようにいう。

藏真泉：即西崖“涼水井”。其泉四時不竭，澄澈見底，每遇歲旱，於此雲禱，

(62) 清・李元調『蜀碑記補』十卷、胡鳳丹『蜀輿地碑記目辨譌考異』(同治八年1869)にも見えない。

(63) 『〔乾隆〕簡州志』卷1「地輿志」・『〔嘉慶〕四川通志』卷58「輿地・金石」には見えず、『〔民國〕簡陽縣志』卷5「輿地篇・古蹟」(26a)は「咸豐志」から同文を採録しているから、『〔咸豐〕簡州志』に始まるのではなからうか。

(64) 『〔民國〕簡陽縣志』卷3「輿地篇・名勝」の「崖・西縣」(11b)もほぼ同じ。

(65) また『〔民國〕簡陽縣志』卷3「輿地篇・名勝」の「泉・西縣」(21a)。

輒應。

これによれば、このあたりには石刻が多く、記録する所はいずれも宋代あるいはそれ以後のものである。「趙全叔」は簡州の人、淳熙年間(1174-1189)の題名⁽⁶⁶⁾。前出の「許奕」も簡州の人、慶元五年(1199)の状元⁽⁶⁷⁾。「浚儀趙希濬公」は、名は伯豪、嘉定十六年(1223)前後の知州⁽⁶⁸⁾。いずれも南宋人であるが、「石刻多字剥蝕、僅取其可識者録之」であるから、すでにそれ以前に開発されていた可能性もある。

唐・薛濤(?-832)は成都の楽妓に沈淪した女流詩人であるが、「西巖」と題する詩が伝わっており、一に「西崖」に作って簡州の地とする説がある。『〔民國〕簡陽縣志〕卷3「輿地篇・名勝・崖」の「西崖」(12a)の「附唐薛濤字洪度「西崖詩」」に注して『〔舊志〕誤作「江月樓」,今依『唐音統籤〕較正:“憑闌却憶騎鯨客(李白を謂う典故)……。”『咸豐志〕:“按『乾隆志〕題作「江月樓」,與『蜀中名勝記〕同。”』』。『〔乾隆〕簡州志〕卷7「藝文志・詩」(22a)に薛濤「江月樓」を載せるが、第一句を「憑闌却憶乘雲上」に作って異なり、また「詩少、難以分類、惟按年代序之」(20a)とあって「唐」ではなく、「宋」に編入されている。「憑闌」等の語を考えれば、「江月樓」と題するもののように思われる。いっぽう「江月樓」詩には「陽安小兒拍手笑」の句があり、簡州陽安の江月樓は早くから有名であった⁽⁶⁹⁾。『輿地紀勝〕卷145「簡州・詩」はこの詩を収めて「題江月樓」と題し、「唐文若」(1106-1165)の作とするが、一方でまた「唐文若」の「寄題江月樓」も収めており、混乱がある。薛濤には別に「酬郭簡州寄柑子」詩があるから、恐らく高官の相伴にあずかって簡州に随行して来ることもあったのではなかろうか。『全唐詩〕卷803「薛濤」は『唐音統籤〕から採録して「西崖」を「西巖」に作っており、今人には万州の太白巖と考える者が多いが⁽⁷⁰⁾、また西巖なるものも簡州にあった。『輿地紀勝〕卷145「簡州・景物下」には次のようにいう。

(66) 『〔咸豐〕簡州志〕卷6「人物志・宦蹟」(22b)。

(67) 『宋史〕卷406「許奕傳」・『〔雍正〕四川通志〕卷8「人物」・『〔咸豐〕簡州志〕卷6「人物志・宦蹟」(23a)。

(68) 『〔咸豐〕簡州志〕卷5「人物志・職官」(6b)に「趙伯豪:河南浚儀人。『舊志〕」。

(69) 『輿地紀勝〕卷145「簡州・景物下」に「江月樓:在郡治,下臨漢、赤二水之會,壯麗甲于西州」。劉天文『薛濤詩四家注評説』(巴蜀書社2004年,p39)は「〔乾隆志〕題作「江月樓」に言及せず。

(70) 『薛濤詩四家注評説』(p39)。

西巖院：在陽安湧泉鎮五里，巖壁間有石刻大悲像。會昌之厄，像毀不全。有遊大戔者道逢異人語之曰：“爾鄉里自有大悲示現，盍歸求之。”登至巖下，果有光相，與大戔無異，至今光相屢現。

この「西巖」は簡州の西崖のこと、あるいは西崖に在った巖洞のようである。この地はすでに唐代に開發されており、摩崖佛(大慈大悲觀世音菩薩像)が刻されていた。『簡州志』にいう「大佛崖：即西崖。嘉慶八年(1803)、州吏目胡燮廷於石壁鑿“布袋彌勒佛像”」とは別物である。「湧泉鎮」は宋代の簡州城の外にあったはずであり、「西巖」はさらにその「鎮五里」にあるから⁽⁷¹⁾、宮思晋のいう清代の州城より「出西郭……五六里」、「歩行六七里」の地とは別ではなからうか。また、「西崖」には雲華禪洞・大佛崖・藏真崖・藏真泉等があったから広範囲に及ぶ地であるが、「西巖」の方は一巖洞であろう。『名勝記』巻8「簡州」(10a)の記載は『輿地紀勝』とやや異なっており、次のようにいう。

『蜀志補罅』云⁽⁷²⁾：西巖：在州之湧泉鎮，有石刻大悲像，光相屢現。『志』云⁽⁷³⁾：距〔在〕治西五里。巖洞深三丈五尺，闊如之，洞門刻“西巖”二字。宋・嘉定甲子，王武卿結菴於此，題名。○近巖有石柱山，孤高獨立，上有石像百餘，石室數間，有仙人楊氏養丹，爐鼎尚存。登其巖，可望逍遙山。これによれば「西巖」は縦横各三丈五尺(約10m)の一巖洞であり、「距治西五里」である点は宮思晋の発見した「八記」の地に近いが、「陽安湧泉鎮五里」とは異なる。いずれが正しいのか、当地でも不明であった。『〔民國〕簡陽縣志』巻3“西崖”条(12a)にいう。

按『蜀中名勝記』引『蜀志補罅』云：“西巖在簡州湧泉鎮，有石刻大悲像，光相屢現。”又按『輿地紀勝』云：“西巖院：在陽安湧泉鎮五里。”與『名勝記』差異。今觀『九域志』(巻7)，陽安有湧泉鎮，然未言遠近，『名勝記』所載“西巖”果否即今西巖，不能確定，姑附於此，俟考。

『蜀志補罅』は明・楊慎(1488-1559)の撰。その文は『輿地紀勝』に出るものであろう。子厚「八記」が刻されていた巖洞は「西崖」の「雲華禪洞」か「龍門洞」か、あるいは「西巖」であるのか。「西巖」が嘉定年間(1208-1224)に結庵した

(71) 今日の簡城鎮の東41kmの界に湧泉鎮があるが、「西崖」とは逆方向である。新編『簡陽縣志』(1996年)の「區劃」(p11,p14-p16)によれば郷鎮名は湧泉寺に由来し、1937年に湧泉鎮が置かれた。

(72) 『大明一統名勝志』は「蜀志補罅」五字を脱す。『蜀中名勝記』にはあり。

(73) 『大明一統名勝志』は「志云」二字を脱す。『蜀中名勝記』にはあり。

王武卿が題名したのであれば、淳熙間(1174-1189)・慶元五年(1199)・嘉定十六年(1223)等の「西崖」題名と時代は近い。しかし「西崖」は「西巖」よりも広く、異なる二地であろう。「西巖」は早く唐・会昌年間以前に佛像が刻石され、薛濤等が題詠しているならば、唐代には開発されていたことになるが、「巖洞深三丈五尺，闊如之，洞門刻“西巖”二字」は宮思晋の「得石洞一渠，渠若數間屋」「鑄之石室」という規模・構造ともに合わない。「石刻多字剝蝕，僅取其可識者錄之」であって南宋中期以前のものが「剝蝕」甚だしかったとしても、子厚「八記」は清末の発見時にあってもほとんど「剝蝕」はなく、「可識」の状態であった。「西崖」の巖洞・崖に題名・題詠・題字等が刻石されるのは南宋に入ってからではなかろうか。

なお、かつて葫蘆壩の月亮山下に20数mの石佛があったが、1960年代に沱江大橋を建造した際に石材として採掘されたという⁽⁷⁴⁾。これが「高數丈」の「布袋彌勒佛像」の刻された「大佛崖」ではなかろうか。また、その近くにある梅子溝あたりは風光明媚な地であるという⁽⁷⁵⁾。「西崖」あるいは「八記」の刻されていた「石洞一渠，渠若數間屋」はこのあたりではなかろうか。

3) 石刻「八記」中の避諱

『補正』は文中の「恒」字が末一画を缺筆していることに注目し、唐・穆宗のための避諱と考え、そこで「蓋文惠撰此記，并當自書之」つまり子厚真蹟の「宋人所摸刻」と推断するが、穆宗の在位と子厚の卒年と矛盾する。この缺筆は唐・穆宗とは無関係であり、北宋・真宗も名“恒”であったから⁽⁷⁶⁾、その避諱と考えるべきであろう。したがって唐・太宗の諱“世”・“民”は避けていない。

この他、文中には宋朝で避諱すべき文字がいくつかある。「泓」字(1箇所)は

(74) 「畫說資陽之——世外桃源葫蘆壩」(資陽旅游网 www.02849.com、作者：大夢、2008-7-16)によれば、葫蘆壩の東に弥陀寺が、西の西風嶺下に大佛山があり、六十年代に大佛ともども伐り出されて沱江大橋の資材となったといい、また「簡陽市葫蘆壩梅子溝大佛文化亟待搶救」(四川新聞網 bbs.newssc.org、作者：簡陽市簡城鎮西峰三社社長劉貴全、2009-6-2)には当地に住む90数歳の老人によれば20数米の高さ、数千平方米を占める大佛石像が月亮山にあり、石像の傍には寺廟が月亮坡を背にし、河に臨んでいたが、大佛は沱江大橋の石材として使われたという。大佛山とは月亮山であろう。沱江大橋は城南70km、1967年に着工、70年に竣工、全長590m。新編『簡陽縣志』の「公路橋」(p274)。

(75) 「簡陽市葫蘆壩梅子溝大佛文化亟待搶救」に絳溪河畔にある梅子溝あたりの山水は絵のようであるという。

(76) 周密『齊東野語』巻4「避諱」に「本朝真宗諱“恒”，音胡登切，若闕其下畫，則爲“恒”，又犯徽宗旁諱，後遂併“恒”字不用而易爲“常”，正用前例也。徽宗の諱は“佶”，欽宗の諱が“桓”であるから，“徽”字は“欽”の誤であろう。

末一画が缺筆されている。宋・太祖が父(弘殷)を追尊して宣祖と為してより、「弘」・「殷」およびそれと同音の字は避諱された。「玄」字(1箇所)も末一画を缺筆している。大中祥符五年(1012)、真宗は趙玄朗を追尊して始祖とした。「泓」と「玄」の缺筆は「恒」の缺筆と矛盾しない。いずれにしても真宗以後の成立になる。ただし「弘」・「玄」はまた清朝の国諱でもある。康熙帝の諱は玄燁、乾隆帝の諱は弘曆。したがって道光年間の成書である『金石苑』はこれらを避けなければならなかった。いっぽう「樹」字(6箇所)は北宋・英宗の名諱“曙”と同音であり、宋朝では同音字の嫌名も避けたが、簡州石刻「八記」はこの字を避けていないから、英宗即位(1063)以前の成立ということになる。しかし「境」字(1箇所)は「敬」と同音であり、宋・太祖が祖父(趙敬)を追尊して翼祖となしてより避諱されるべきであるが、これを避けていないから、真宗朝以前ということになる。つまり真宗朝(998-1022)から仁宗朝(1023-1063)の間に矛盾する限定される。

そもそも避諱文字の有無のみで年代を断定することは危険である。避諱は客観的な根拠として時に確証を得たように扱われることがあるが、そのじつ成立年代の上限を示すに過ぎない。じつは「玄」字についても、現存する『柳集』宋本である《百家注》では、たしかに「石渠記」では缺筆しているが、他の作、たとえば一文中に五回も出現する「貞符」(巻1)ではすべて避けていない。ちなみに宋本《世綵堂》はすべて避けている。一説によれば、《百家注》の成立は乾道二年(1166)刊『新刊經進詳注昌黎先生文』(『韓愈集』)のやや後、慶元六年(1200)刊『五百家注柳集』の前であるとされるが⁽⁷⁷⁾、「南宋諱“構”字以下均不缺筆。疑此書可能原刻于南渡以前」ともいう⁽⁷⁸⁾。そのじつ南宋初の高宗(1127-1164)名諱“構”だけでなく、欽宗・哲宗・英宗等、北宋諸帝の名諱も尽く避けていないのである。表「宋本「貞符」中の避諱」を参照。

両宋本の抵牾をどのように理解すればよいのか。単に《世綵堂》の避諱は厳謹であるが、《百家注》は杜撰であったというのではなからう。按ずるにその原因は恐らくその底本に関係する。現存する《百家注》は明らかに北宋原版の後印本ではないが、四十五巻本の祖本は仁宗・天聖元年(1023)穆修校刻本に遡

(77) 呉文治「柳宗元集校點後記」(『柳宗元集(四)』中華書局1979年、p1505)・『柳宗元詩文十九種善本異文匯録』(黃山書社2004年)「代序」(p12-13)。

(78) 呉文治「柳宗元集校點後記」(p1505)。

宋本「貞符」中の避諱 (× = 不避)				
宋諸帝名“諱字”(出次)			百家	世綵
始祖	玄朗	“玄”(5)	×	5
翼祖	敬	“敬”(6)	×	×
宣祖	弘殷	“殷”(3)	3	×
仁宗	禎	“貞”(12)	12	12
英宗	曙	“樹”(1)	×	1
英宗父	允讓	“讓”(2)		2
哲宗	煦	“煦”(3)	×	3
欽宗	桓	“完”(2)	×	2
高宗	構	“雒”(3)	×	1

ることができる。徽宗・政和四年(1114)、沈晦は穆修本を底本として校正し、「外集」一卷を編む。《百家注》は注に沈晦の校語を引くからそれを用いているはずであるが⁽⁷⁹⁾、正集四十五巻と穆修「序」とから成り、沈晦「序」および「外集」は無い。《百家注》は穆修本を底本としているため

に北宋は仁宗までしか避諱していないのである。しかし《百家注》は明らかに南宋中期の校刊であり、それにも関わらず、英宗以後を避諱していないことは、穆修本に拠ってその底本の古きことを顕示したものといえないか。官刻本は避諱に厳格である。この点から見ても《百家注》は坊刻本であったと考えられる。

このように宋刻本の避諱は必ずしも成立年代を断定する確証にはなり得ないことを知った上で慎重であらねばならない。同様のことは石本についてもいえる。石本が英宗等北宋諸帝の名諱を避けていないからといって英宗以前の所刻であるとは断言できない。その底本に忠実であり、その底本が祖本に忠実であったことは十分考えられる。しかし石刻にはまた別に石刻特有の問題もある。石刻には剥落・亀裂等が多く、しかもこの石刻の字径は七・八分、約2cmである。「樹」字の缺筆の末一画は「寸」中の一点「丶」であるためにうまく撮印されていない、あるいは見落とす場合があり得る。ちなみに「鉛鋤潭記」は『補正』には録されておらず、かたや『金石苑』の著者には「宋人所摸刻」であるという意識はなかった。仮に缺筆されていたならば英宗即位(1063)以後の成立ということになる。「境」字は「小石潭記」に見えるが、一回のみであり、しかもこの「記」は『補正』には録されていない。また、「敬」及びこれと同音の字は紹興三二年(1162)以後、避諱の必要がなくなる⁽⁸⁰⁾。したがって避諱による、

(79) 「貞符」(3 箇所)・「呂侍御恭墓誌」(1 箇所)・「東明張先生墓誌」(1 箇所)・「答元饒州論春秋書」(1 箇所)。

(80) 周廣業『經史避名彙考』卷19「帝王・北宋・翼祖」(24a)によれば、哲宗(1086-1100)は天子七廟による祧遷を行ない、そのために哲宗朝では翼祖の諱を避けなかったが、徽宗朝崇寧三年(1104)に祭京が九廟制を建てて復活し、紹興三十二年(1162)に遷廟されるに至って避諱されなくなる。

しかも石刻の缺筆による具体的な年代の判定には慎重であらねばならない。

4) 石本中の注文の存在

『補正』の録する文は「三記」のみであり、かつ不鮮明なこともあって明確にすることができなかつたのであろうが、先に簡州石本を復原したように、石本には明らかに正文の間に小字夾注・双行がある。それは計五箇所、それぞれ「一本更有臥而夢」・「一作抵」・「一作冉」・「一云披拂潭中下視游魚類若乘空」・「一作襲」と釋読すべきものである。これらはいずれも異文をいうもの、対校の注である。石本に明らかに校注があるということは、必ず子厚の真蹟ではなく、またその臨摸重刻でもない。

総じていえば、年代を特定することはできないが、宋代の作であることはほぼ間違いなく、曹学佺『蜀中廣記』に記載する「宋臨歐陽詢書」には信を置いてよかろう。ただ所在地点「龍門」二字、州人許奕書。傍刻」という龍門洞との位置関係に疑問が残るが、「傍」は必ずしも「龍門」石刻と同一の巖上を謂うものではなからう。

四、簡州石本と諸宋本『柳集』

簡州「永州八記」石刻には校注がある。極めて重要な特徴である。これは宋人が『柳集』の或る一本を用いて書刻したことを告げている。所用の底本は何であったのか、いかなる特徴を有するか。諸本との関係からこの点を究明することによって刻石年代も限定することができるのではなからうか。

簡州石本と宋集本の正文

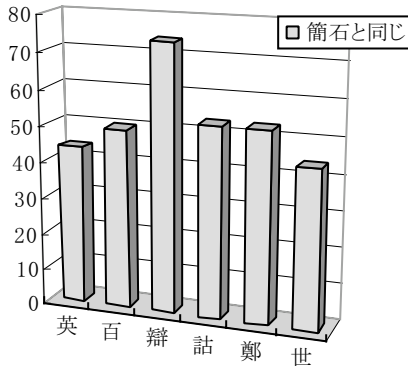
諸本間の文字には多くの異同が見られるが、その大半が異体字あるいは伝抄上生じた単純な誤字である。先に対校した宋刻本は異文があれば往往にして注を加えており、これによって版本にいくつかの系統があったことが知られる。宋刻本との間に見られる明らかな異文は計34例であり、今それによって異同対照表を作成する。表中の○は《簡石》(簡州石本)と同じものを示す。

これによれば、《簡石》と《音辯》の正文と同じものは70%以上にも達する。《百家注》等と同じものが40%から50%前後であるのと比べてその約半分も多く、この歴然たる差異は系統上の相異を反映していると解してよかろう。現存する宋刻本において《簡石》は《音辯》と最も近い関係にあり、同系統に属すと見做してよい。

次に《簡石》等宋刻本計七種の間には相互にいかなる関係があるのか。異文

表 01：簡州石刻「永州八記」と宋刻諸本との異文の対照表								
簡石	英華	文粹	百家	音辯	詁訓	鄭定	世綵	
西山宴遊記	谿	○	溪	○	溪	溪	○	溪
	山水	山林	○	山水	○	山水	山水	山水
	指抵	抵	○	○	○	抵	○	○
	僕	僕人	僕人	僕人	○	僕人	僕人	僕人
	染	冉	冉	○	○	○	○	○
	出	○	○	立	○	○	立	立
	灑	○	○	顯	○	顯	顯	顯
	萬化冥合	萬物不異	○	○	○	○	○	○
8	3	5	4	7	3	4	3	
鉛鋸潭	者而	○	/	○	者	○	○	○
	以	此以	/	○	○	○	○	○
	2	1	/	2	1	2	2	2
小丘記	潭	潭潭	/	潭潭	○	○	潭潭	潭潭
	壯	恠	/	狀	○	狀	狀	狀
	弃	棄	/	棄	○	棄	棄	棄
	魚	蟲魚	/	/	○	/	/	/
	市	匝	/	匝	○	匝	匝	匝
	價	○	/	賈	○	賈	賈	賈
6	1	/	0	5	1	0	0	
小石潭記	珮	○	佩	○	佩	○	○	○
	全	金	泉	○	泉	金	○	○
	龔	龔	龔	○	○	○	○	○
	壹	一	○	○	○	○	○	○
4	1	1	4	2	3	4	4	
袁家渴記	奇	○	/	○	其	○	其	○
	反	○	/	支	○	支	○	支
	山皆	皆	/	皆	○	○	○	○
	石上	○	/	上	○	○	上	上
	溪	谿	/	○	谿	○	谿	谿
	世主	○	/	主	○	○	○	主
6	4	/	2	3	5	3	2	
石渠記	西	西南	/	○	○	○	○	○
	顛	○	/	巔	○	巔	巔	巔
	崖	其	/	○	○	○	○	○
3	1	/	2	3	2	2	2	
石澗記	三之	○	/	三之一	○	三之一	三之一	三之一
	竹	○	/	○	○	竹箭	○	○
	皆出	出	/	○	○	○	○	○
	3	2	/	2	3	1	2	2

石 城 山	於中	○	/	中	○	○	中	中
	故	○	/	○	固	固	○	固
	2	2	/	1	1	1	1	0
計 34		15	/	17	25	18	18	15
/ 34 × 100		44%	/	50%	74%	53%	53%	44%



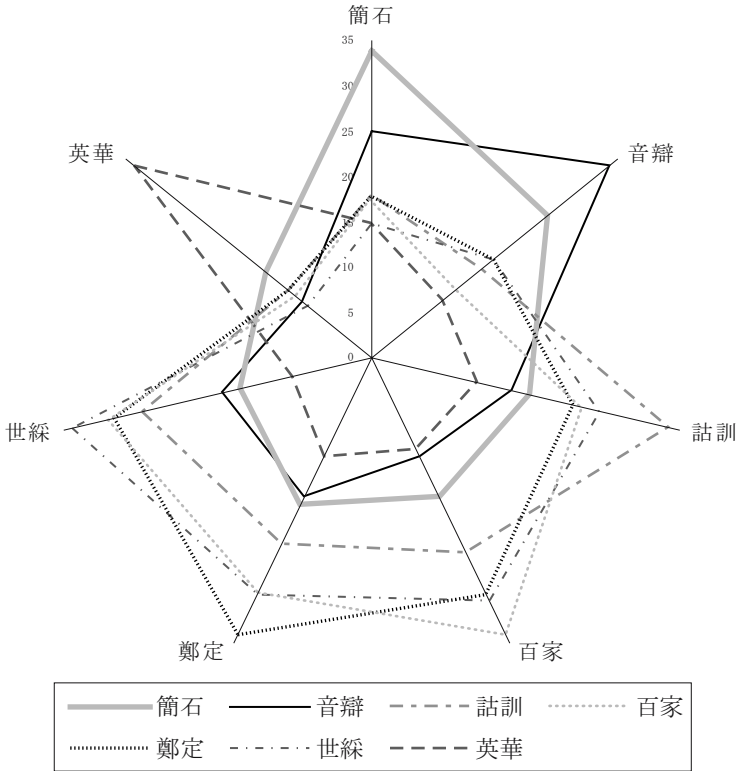
計 34 例に見られる諸本の相関関係を表 02 に示す。

これらによって以下のことが知られる。

- 1) 《簡石》は《音辯》に最も近い。
- 2) 《百家注》・《鄭定》・《世綵》の集本三種は極めて近い関係にある。
- 3) 《詁訓》は集本として《百家注》・《鄭定》・《世綵》の系統と一定の距離があり、また《音辯》・《簡石》の系統とも距離がある。別けて一系統と見做してよい。ただし《詁訓》は宋本が伝わっておらず、現存する清抄本のみの誤りと思われるものは排除したつもりであるが、なおそれが残存しており、絶対数に若干の修正が必要であるとしても、《詁訓》と《百家注》等と《音辯》等が集本の三系統を成すという相関関係には大きな影響はなかろう。同じ蜀本で四五巻本に属す《詁訓》と《百家注》の相異はあるいは底本の相異に因るのかも知れない。《詁訓》は沈晦本を継承するものであり、《百家注》は沈晦本の底本である穆修本に回帰するものであった。
- 4) 《英華》は集本のいずれとも遠い関係にあり、別に一系統を成す。その中において他の集本との比較において《簡石》がやや近い。ただし現存する《英華》の「八記」部分は明刊本・明抄本であって宋本ではないという事情は考慮しておかなければならない。

表 02：簡州石本・宋刻諸本の相関関係

	簡石	音辯	詰訓	百家	鄭定	世綵	英華
簡石	34	25	18	17	18	15	15
音辯	25	34	16	12	17	17	10
詰訓	18	16	34	24	23	26	12
百家	17	12	24	34	29	30	11
鄭定	18	17	23	29	34	29	12
世綵	15	17	26	30	29	34	9
英華	15	10	12	11	12	9	34



5) 《音辯》は《詰訓》・《百家注》等他の四種の集本および《英華》とも一定の距離があり、宋代五種の集本にあって特殊である。《簡石》はその《音辯》に最も近い。

このような関係が認められる中において《簡石》の底本は特殊な一本であっ

たといえる。

簡州石本と宋本の注文

先の《簡石》復元の作業によって、《簡石》には小字夾注・双行があることが判明した。それは計五則あり、そのいずれもが校讎の語であって、他の集本に見られるような字音・字義の解釈や史実考証・評論等の類は一切ない。いっぽう諸集本にも校注があり、《簡石》との関係は以下の表 03 のようになる。

		表 03：《簡石》と宋代集本の中文の関係						
諸集本校注の箇所		石	辯	詰	百	鄭	世	
01	始得 西山 宴遊 記	“以卧”下	○	○	○	○	▲	▲
		“卧而夢”下	◎	◎	/	×	×	×
		“異態者”下	○	○	○	○	▲	▲
		“指異之”下	◎	◎	×	◎	◎	◎
		“命僕”下	○	▲	/	/	/	/
		“染溪”下	◎	◎	◎	◎	◎	◎
		“外”下	○	○	○	○	▲	▲
02	鉛鉞 潭記	“萬化冥合”下	○	○	○	○	▲	▲
		“高者”下	○	▲	○	▲	▲	▲
03	鉛鉞 潭西 小丘 記	“而浚者”下	○	▲	○	▲	▲	▲
		“壯者”下	○	▲	/	/	/	×
		“鳥獸魚”下	○	▲	/	×	×	×
		“悠然”下	○	▲	○	▲	▲	▲
		“市”下	○	▲	/	/	/	/
		“之士”下	○	▲	▲	▲	▲	▲
		“是其果有”下	○	○	○	○	▲	▲
04	小石 潭記	“聞水聲”下	○	○	○	○	▲	▲
		“魚可……”下	◎	◎	▲	▲	◎	▲
		“龔古”下	◎	◎	◎	◎	◎	◎
05	袁家 渴記	“水中”下	○	×	/	/	×	/
		“反流”下	○	○	○	/	○	×
		“高嶂”下	○	○	○	○	○	▲
		“美石石”下	○	×	○	×	×	×
06	石渠 記	“減”下	○	○	○	○	▲	○
		“始遠”下	○	▲	○	○	○	○
07	石澗 記	“三之”下	○	▲	/	×	×	×
		“巨石”下	○	▲	×	▲	×	▲
		“得意”下	○	○	▲	○	▲	▲
有校注者（◎▲×）		5	19	7	14	23	24	
正文、注文 俱同	有注	◎	5	5	2	3	4	3
	無注	○	24	10	15	10	3	2
	計		29	15	17	13	7	5

正文 相同	有注不同	▲		11	3	7	13	15
	無注							
正文 不同	無注	/		0	7	5	3	3
正文 不同	注文不同	×		3	2	4	6	6
正文或注文不同			計	14	12	16	22	24

◎＝石本に校注があり、余本の正文・校注ともに同じ；○＝石本・余本ともに校注がなく、正文も余本と同じ；▲＝正文は同じであるが校注が異なる；／＝正文は異なり、校注が無い；×＝正文・校注ともに異なる。

では、《簡石》・宋刻集本五種との間にはいかなる関係があるのか。異文箇所計5例に見られる諸本の相関関係を表04に示す。

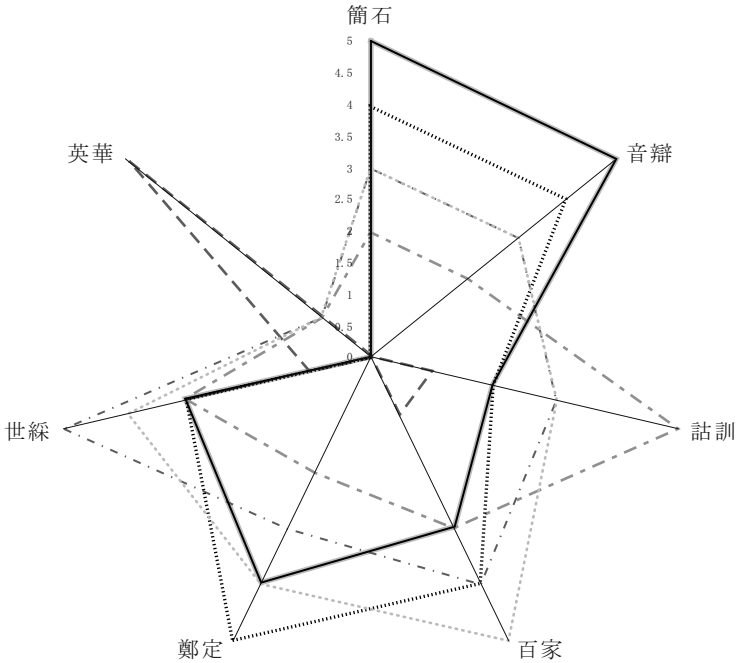
	石	辯	詰	百	鄭	世	英
簡石	5	5(4)	2(3)	3(4)	4(3)	3(4)	0(1)
音辯	5(4)	5	2	3	4	3	0
詰訓	2(3)	2	5	3	2	3	1
百家	3(4)	3	3	5	4	4	1
鄭定	4(3)	4	2	4	5	3	0
世綵	3(4)	3	3	4	3	5	1
英華	0(1)	0	1	1	0	1	5

《簡石》の注文の絶対数が少ないために、この相関関係について決定的なことはいえないが、およそ以下のことが知られる。

1) 諸本に見える校注箇所は計29則であるが、《簡石》の校注は計5則で、極めて少ない。数の上では《詰訓》の計7則に近いが、その内容は多くが異なる。

2) 《簡石》の校注計5則の内容は《音辯》と全く同じ、あるいは殆ど同じである。厳密に言えば、断定不能なものが1則あり、それは「小石潭記」の「一云披拂潭中下□游魚類若乘空」中の「□」が「下」か「俯」かの不明である。今、《音辯》と同じ場合と《音辯》と異なって《詰訓》等と同じ場合(表中の()内の数値)の二種類の表を示しておく。他の例および先の正文との関係から《音辯》と一致する、つまり「下」と考えてよかろうが、この一例を除いても《簡石》が《音辯》に近いことには変わりがない。

3) 絶対数が少ないために顕著ではないが、《百家注》・《鄭定》・《世綵》は校注が多く、しかも内容においても多くが同じであり、また《詰訓》とは離れて

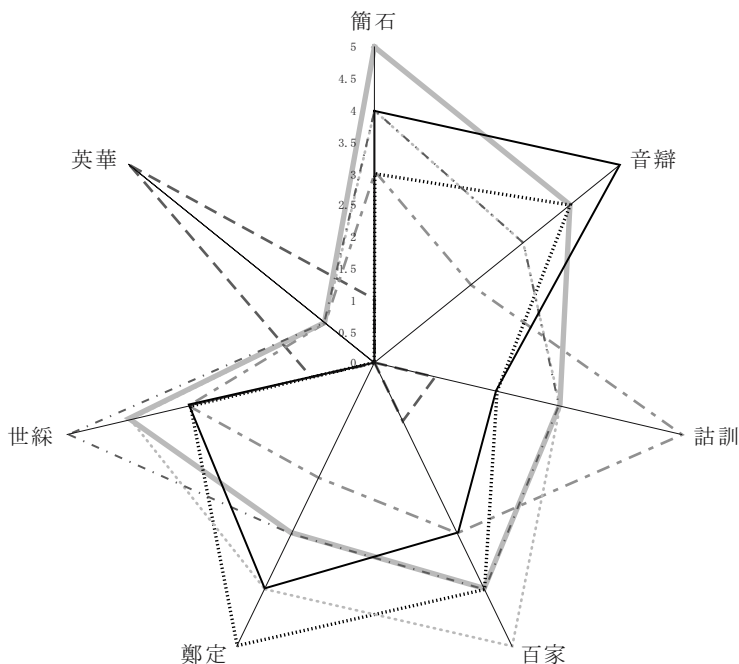


いる。これは先に見た正文における集本の三系統と対応している。

宋代集本五種の中で《簡石》の校注は最も《音辯》に近い。厳密に言えば、《簡石》は「一作」の形を多くとるが《音辯》は多くが「□一作」・「一本作」の形であるという書式に若干の相違が見られるが、内容に関わるものではない。また、《音辯》の校注は19則に及び、数の上では《簡石》の5則とは歴然たる差があるが、19則中正文の異なるものが3則しかなく、しかも3則ともに《音辯》の校注中に見える。《音辯》が校訂に用いた版本がいくつあったのか未詳であるが、その一つに《簡石》の系統あるいはそれに近い系統のものがあつたと推測される。

以上によって次のことが推測される。

1) 《簡石》は《音辯》の正文に最も近く、また校注の数は少ないが、これも《音辯》に最も近く、また異文は《音辯》の校注に見える。このことから《簡石》は《音辯》の中に含まれているといえる。つまり《簡石》の底本は《音辯》の底本と極めて近い関係にある、あるいは有力な参考校本の一つであつた。



2) 《簡石》の注の数は《音辯》を含む集本五種よりも極めて少ない。この相異は成立の先後と直接関係があるではなからうか。

3) 《簡石》の小字夾注はすべて異文を示す校注であり、いっぽう《音辯》等集本五種がいずれも校語に限らず、字音・字義等の解釈や人・地・年等の考証から評論までを集めた輯注本である点において全く異なる。

総じていえば、簡州石刻「永州八記」が用いた底本は白文無注の校本の一種であり、今日の集本では《音辯》系統に属すが、輯注本《音辯》の前にあり、さらに今日に伝世の宋刻諸本『柳集』よりも前に成立した、宋代集本中早期の一本であり、『柳集』成立史の研究上極めて貴重な価値を有することが推測される。では、その底本は何なのか。

五、簡州石刻「八記」の底本と宋代蜀本『柳集』

簡州は永州から遠く離れた四川にあり、宋代では成都府路に属し、西北は成都府に隣接した。地理的關係から見て先ず《簡石》所用の底本としては蜀地刻

本を想定すべきであろう。現存宋代集本で《詒訓》・《百家注》が蜀本、《音辯》は建陽書坊本、即ち閩地刻本である。しかしこれは先に得た結論と全く逆になる。《簡石》はなぜ《音辯》閩本に近く、《詒訓》等蜀本とかけ離れているのか。これを解くには両地における諸本の成立過程と特徴について考えてみなければならない。

蜀地における『柳集』

『柳集』蜀本は今日二種、即ち《詒訓》・《百家注》が伝わっている。《詒訓》の宋刻原本は失われ、清臣の抄本が残っているのみであるが、本来は珍州權知州王咨「新刊詒訓唐河東先生文集序」が附いていた⁽⁸¹⁾。韓醇「序」末に「淳熙丁酉(四年1177)秋八月中瀨臨邛韓醇記」と題されており、刻地については記されていないが、一説に「其家在臨邛，當即蜀中所刊」といい⁽⁸²⁾、また韓醇校刊『韓愈集』について「朱熹『考異』引作蜀本」⁽⁸³⁾という。韓醇は四川臨邛の人。事跡については未詳であるが、珍州知州がその「序」を撰しているから⁽⁸⁴⁾、恐らく家刻本・坊刻本などではなく、官刻本、たとえば郡齋刻本・州学刻本・州公使庫刻本の如きものではなかったか。“臨邛”は成都府路に属すが⁽⁸⁵⁾、“珍州”は四川の東南、夔州路に属し、遵義軍の北に位置する。“臨邛”で刊行し、その「序」を遠く“珍州”の知州に依頼したとは、両者に特別な関係等があればあり得ないことではないが、一般的には考えにくい。

(81) 『全宋文(268)』巻6064「王咨」(p420)は「韓醇詒訓唐柳先生文集序」と題して『天祿琳琅書目』から採る。『〔欽定〕天祿琳琅書目』巻3「宋版集部」は「新刊詒訓唐柳先生文集」と題し、集末に韓醇「河東先生集記後」あり。

(82) 『天祿琳琅書目』巻3「新刊詒訓唐昌黎先生文集」条下に「〔韓〕醇為愈之裔可知。其家在臨邛，當即蜀中所刊。宋葉夢得以蜀本在建本之上」、「新刊詒訓唐柳先生文集」条下に「又注『宗元集』付刊，悉仿『愈集』之式，以二書合而並傳，故『宗元集』後有「記」而『愈集』後無「記」也。

(83) 劉真倫『韓愈集宋元傳本研究』(中国社会科学出版社2004年，p306)は王咨「序」に言及せず。

(84) 『天祿琳琅書目』の「新刊詒訓唐柳先生文集」に「前載唐劉禹錫序、宋王咨序」といい、後に王「序」を録すが、文は極めて短く、節録ではなからうか。末に注して「王咨，字夢得，蜀人，著有『雪齋文集』」という。今、四庫全書本(文淵閣本)は劉「序」・王「序」を缺く。「提要」に「權知珍州事王咨為之序」というのは、「序」の全文が存しているそれに拠ったものではなからうか。《百家注》巻首「新刊百家音辯詒訓柳文諸儒名氏」(5a)に「導江王氏：名咨，字夢得，議論見『雪齋文集』、『郡齋讀書志・附志』巻5下「雪齋居士文集二十卷」条に「導江王咨，……咨嘗知劍州」。

(85) 張秀民(韓琦增訂)『中國印刷史』(浙江古籍出版社2006年，p63)に「臨邛韓醇刻『韓・柳集』(淳熙四年)，字精紙潔，刻印俱佳，也都屬成都府路」というのは成都府路の郷里臨邛での刊刻、つまり家刻本と見做しているようであるが、珍州は臨邛と遠く離れており、また知州の「序」を有することが説明しにくい。

《百家注》は《話訓》の後に刊刻された「南宋中期成都眉山地区刻本」⁽⁸⁶⁾である。

《簡石》と《話訓》には正文に異同が多く、また《簡石》は白文無注本にして《話訓》のような注釈がなく、校注の数も《話訓》よりも少ない点から、その底本は《話訓》以前の成立と考えるべきであろう。それ以前に蜀地で刊刻された『柳集』には少なくとも二本があった。李石「河東先生集題後」に次のようにいう。

石所得『柳文』凡四本：其一得之於鄉人(資州)蕭憲甫，云“京師(汴京)閻氏本”；其一得之於范衷甫，云“晏氏本”；其一得之於臨安富氏子，云“連州本”；其一得之於范才叔之家傳舊本。閻氏本最善，為好事者竊去。晏氏本，蓋衷甫手校，以授其兄偃刊之，今蜀本是也。才叔家本，似未經校正，篇次大不類；富氏連州本，樸野尤甚。今合三本校之，以取正焉。如劉賓客「序」云：“有退之之「誌」并「祭文」，附于第一通之末。”蓋以退之重子厚序之意云爾也。蜀本往往只作“并「祭文」”，其他有率意改竄字句以害義理者尚多，此類“或作字”、“一作字”、“衍字”、“去字”，此三本之相為用也。然亦未敢以為全書，尚冀復得如“閻氏本”者而取正焉。

一つは范氏本であり、一つはその後の李石本である。いずれも今佚書。刊刻当初の事情について、李石「跋王金州送贍學錢書」⁽⁸⁷⁾に次のように見える。

石罪放為成都教授，始因試諸生日，援上庠例求觀書，至無可得，則以學力所及自市書，即得數千卷，而所闕甚多。會金州帥節使王公送五百貫贍學，則以二百貫補書數之缺，而經史子集大藏稍富於巾篋矣。先是學有韓退之文板本，獨缺柳子厚集板，因以三百貫刻板并『韓文』並行，豐其本息，以給贍養不足之用。

李石はかつて成都府学教授となり、『韓文』と『柳文』を刊刻した。出資者“王金州”は王彦。紹興二十七年(1157)四月に金等州安撫使となり、乾道元年(1165)に離任⁽⁸⁸⁾。では李石はいつ成都教授となったのか。李石に「自叙」と称する作があり⁽⁸⁹⁾、それに次のように見える。

第進士乙科，成都戶掾，被召官太學，循博士。……除成都學官，西邊二三大將相與義助。倅彭州，知黎州。……再被召官都官權，……知合州，又罷，

(86) 陳杏珍「新刊增廣百家詳補註唐柳先生文跋」(『宋蜀刻本唐人集叢刊(48)新刊增廣百家詳補註唐柳先生文(八)』上海古籍出版社1994年，p2)。(87)『全宋文(205)』卷4562(p347)。

(88) 李之亮『宋川陝大郡守臣易替考』(巴蜀書社2001年)「金州」(p194)。

(89)『全宋文(206)』卷4567(p44)。

知眉州。歳餘仍被旨召還，以母老懇辭，就除西漕。又論罷，家居七年。

李石(1108-1181)、四川資州の人、紹興二一年(1151)進士、後に太学博士に任ぜられるも罷免されて成都府学教授に貶められる。李石「成都府學教授謝啓」・「左右生圖記」・「王九成夷仲墓誌銘」・「馮主簿墓誌銘」に拠れば、紹興二九年であった⁽⁹⁰⁾。三二年六月に孝宗が即位し、明年に隆興(1163)に改元。そのころ通判彭州となり⁽⁹¹⁾、乾道四年(1168)以前に知黎州に遷り⁽⁹²⁾、後に召されて都官員外郎となり、また出でて知合州、知眉州を歴任し、淳熙二年(1175)以前に成都路轉運判官に除される⁽⁹³⁾。李石による『柳集』の刊刻は成都府学に図書が欠乏していたためだけでなく、当時多くの官学がそうであったように、販売目的で行われたものでもあった。その時期は当然、着任後久しからざる時、紹興三十年(1160)頃、おそくとも離任する隆興元年(1163)頃には完成していたであろう。これは王彦の金等州安撫使在任の期間にも合う。

いっぽう《詒訓》の成書は淳熙四年(1177)であるから李石刻本の後であり、《百家注》はさらに《詒訓》の後である。四川眉山で『韓集』(『新刊經進詳注昌黎先生文』)に継いで『柳集』即ち《百家注》が刊刻された。李石はかつて知眉州となっており、その時期は乾道四年(1168)後、淳熙二年(1175)前に在る。故に《百家注》は李石本を参考することができた。《百家注》巻首に附す「音辯詒訓評論諸人名氏」に「資中李氏，名石，字知幾。撰「柳文後序」，餘議論見「方舟文集」と見え、実際に《百家注》の注には「李石」と称するものが一条、「李」と称するものが三条引かれている⁽⁹⁴⁾。「答韋中立論師道書」(巻34)に「李石曰：退之爲蜀之日，子厚爲越之雪。夫師至二子，可無憾也，然尚以怪取敗[吠]，是知師道固難矣」というのは李石が府学に在った時の「策問」の一つである⁽⁹⁵⁾。

《詒訓》・《百家注》の前に蜀地では李石本と范氏本が刊刻されていたが、そ

(90) また「送浩姪成都學官」に「憶昔官博士，所得英俊多。斥去典蜀學，蜀士煩搜羅。……我集四庫書，琬琰藏洛河。此外有石經，參酌正舛訛」。

(91) 李石「程通判墓誌銘」(『全宋文』巻4570, p101)、「彭州謁諸廟文」(『全宋文』巻4572, p148)。

(92) 李石「乞科隆鹽本錢劄子」(『全宋文』巻4559, p291)。

(93) 『中國文學家大辭典・宋代卷』(中華書局2004年)「李石」(p304)は「淳熙二年」。李石「義塚偈」(『全宋文』巻4568, p73)に「淳熙二年九月己卯朔，朝散郎、前成都府路轉運判官李石撰」といい、「前」字が冠せられているから、すでに離任している。

(94) 巻22「同興武陵送前桂州杜留後詩序」、巻34「與太學諸生喜詣闕留陽城司業書」、巻35「賀趙江陵宗儒辟符載啓」。

(95) 『方舟集』巻7「策問一」(『全宋文』(206)巻4565「李石」p16)。「敗」字は「吠」に作る。

れらはいかなる特徴を有していたのか。

李石本と范氏本

1) 李石本と《詰訓》等蜀本との相異

李石「河東先生集題後」によれば、底本には劉禹錫「序」があり、その「有退之之「誌」并「祭文」，附于第一通之末」を引いて底本との不同をいわず、逆に「蜀本往往只作“并「祭文」”という点を挙げるから、李石本は韓愈「墓誌」等を巻一末に附すものであった。今本《詰訓》には劉「序」が無い。今本は清抄本であるから失ったことも考えられる。《百家注》・《音辯》等は載せており、かつ「退之之「誌」若「祭文」在，今附于第一通之末云」に作っているが、巻一末に韓愈「墓誌」及び「祭文」は附されていない。

『直齋書録解題』は、南宋後期の成立であるが⁽⁹⁶⁾、それに「今世所行本皆四十五卷，又不附「誌」「祭文」，非當時本也。或云：沈元用所傳穆伯長本」という。南宋で通行したのは四十五卷本であり、いずれも「墓誌」・「祭文」が附されていない。この体裁は天聖元年(1023)穆修編四十五卷本に始まる。その約百年後、政和四年(1114)に沈晦は穆修本を連州劉禹錫所編日本と見做し、拾遺して「外集」一卷を編して附し、『四明新本河東先生集』を刊刻する⁽⁹⁷⁾。その後、南宋の淳熙四年(1177)に至って韓醇は沈晦本に未収の作を拾遺して「新編外集」を編して附し、『詰訓柳河東先生集』を刊刻する。これが《詰訓》である。

2) 李石の底本と沈晦本

沈晦『四明新本』の刊刻は李石の前にあるが、李石「集題後」は沈晦本について一言も触れておらず、「臨安富氏子連州本」・「富氏連州本」・范氏校刻本の三本で参校している。この中で「連州本」とは連州刺史劉禹錫所編『柳集』三十卷本(『非國語』二卷、『外集』一卷を加えれば三十三卷)を謂うが、この系統は沈晦の鑑識によれば「小字三十三卷本：元符間(1098-1100)京師(汴京)開行，顛倒章什，補易句讀，訛正相半」であった。この性格は「富氏連州本，樸野尤甚」に似ている。沈晦自身は「柳文出自穆家，又是劉連州舊物」、穆修四十五卷本こそ劉連州日本であると考えた。

このように、李石の底本と沈晦本とは明らかに系統を異にするものであった。

(96) 淳祐六年(1246)以前。一説に宝祐六年(1258)。

(97) 沈晦「四明新本河東先生集序」に詳しい。

なお、李石によれば「京師閻氏本」は「最善」であったというから、沈晦所見の「元符間京師開行」とは異なるものであろう⁽⁹⁸⁾。閻氏本は「為好事者竊去」、ついに李石は参校に用いることができなかった。

3) 李石本と三十巻本

李石本は韓愈「墓誌」等を巻一末に附すものであり、また沈晦四十五巻本の系統でもなかったとなれば、三十巻本の系統であったに違いない。『郡齋讀書志・附志』(淳祐十年1250)の「柳先生文集四十五卷、外集二卷、附録二卷」の条にいう。

『讀書志』云：“『柳宗元集』三十卷、『集』外文』一卷。”(趙)希弁所藏卷帙、與“劉禹錫四十五通”之說同。……若夫昌黎之作先生「墓誌」、「祭文」、他本皆在『附録』中、惟此本在「正[貞]符」之後、蓋禹錫自謂“附於第一通之末”也。

《音辯》巻一末に「貞符」があり、その前に「眎民詩」があつて題下に「一本在「貞符」後」といい、《話訓》・《百家注》等は「貞符」の後に「眎民詩」があつて《話訓》の「題下注に「作之年月日皆不可得而考、古[故]次「貞符」後」という。ただし今日わずかに伝わる永州本三十巻本の残葉では「貞符」は「外集」に編次されている。

4) 范氏本との関係

李石が参校した三本の一つが范氏校刻本である。范衷甫が校正し、弟の范偃が四川で刊刻した。李石はこれを「今蜀本」と呼ぶ。衷甫・偃兄弟については未詳であるが、乾道七年(1171)の知晋陵県に范偃(字公武)がおり⁽⁹⁹⁾、李石の時代とも近いから、その人である可能性もあるが予断は禁物である。

『郡齋讀書志』巻17は「『柳宗元集』三十卷、『集外文』一卷」一本のみを著録している。紹興二十一年(1151)の成書であり、その蔵書の蒐集は主に蜀地であつて『讀書志』も蜀の榮州で刊刻されている。いっぽう李石本は紹興三十年(1160)頃の刊刻であるから、『讀書志』所録の三十巻本は李石本ではない。それ以前の蜀刻本として通行していたのは范氏本であり、これが李石のいう「今蜀本」であろう。

(98) 沈晦は「京本」によって「代表中丞上裴相賀破東平条」を採録し、巻39に入れる。《音辯》巻首「目録」にはこの作の下に注して「依京本附此處」。《話訓》・《百家注》等にも収録するが、この注はない。

(99) 『咸淳] 毗陵志』巻10・『宋詩紀事』巻53・『全宋詩(48)』巻2590(p30109)。

ただし別に「蜀本」と称されるものがあつた。《英華》は柳宗元詩文計二〇二篇(内詩一首)を収載しており、彭叔夏等(嘉泰四年1204刊刻)が校正に用いた集本の中に「蜀本」・「蜀集」と呼ばれるものが約50条ある。この蜀集本は、《詒訓》との同一が77%と極めて高く、《百家注》・《世綵堂》との同一が55%、《音辯》との同一が21%であり⁽¹⁰⁰⁾、《英華》のいう「蜀本」は最も《詒訓》系統に近い。《詒訓》・《百家注》等はいずれも穆修所編四五卷本を祖本とするものであるが、《詒訓》と《百家注》の蜀本は先に見たように系統を異にしており、《英華》のいう「蜀本」との関係における《詒訓》・《百家注》・《音辯》は先に見た三系統の存在に相応する。同じ穆修四十五卷本の系統にありながら《詒訓》がこのように蜀本《百家注》と異なることの裏には別に参校したものがあつたはずであり、それは《詒訓》の前に刊刻されていた李石本・范氏本が考えられる。ただし《詒訓》は清抄本しか残っておらず、原《詒訓》と《英華》の「蜀本」との同一は更に高く、80%以上になるかも知れない。そうならば《英華》の「蜀本」は《詒訓》を指していると断定してよからう。しかし《英華》所録の「八記」においては「蜀本」が挙げられていない。また、《英華》の「蜀本」との関係にも窺える《詒訓》と《百家注》の距離には《詒訓》が沈晦本を底本として承継し、《百家注》が沈晦本の底本である穆修本に回帰するものであることとも関係があるかも知れない。《英華》の「蜀本」が《詒訓》であるとは断定できないにしても、《詒訓》の系統に属するものであり、それは簡州石本の系統と異なるものであるといえる。

《簡石》は白文無注本にして校語を附しているから、その底本は校正の手を経たものである。范氏本・李石本ともに校正を経ている点では同じであるが、李石「集題後」によれば、范本については「衷甫手校」というのみであり、李石本は范氏本を含む三本で校正して「一作字」・「或作字」等の校注を加えるものであつた。全集に校注を加えたのは李石が最初であつたと断定するのは慎重であるべきだが⁽¹⁰¹⁾、少なくとも蜀地においてはそのように考えてよからうか。なお、《音辯》等の校注は多くが「□一作」・「一本作」の形をとるが、《簡石》は「一作」(3例)が多く、他に「一本有」(1例)・「一云」(1例)があつた。

(100) 拙稿『柳宗元集考(下)』(『彦根論叢』290, 1994年)。

(101) 呉文治『柳宗元詩文十九種善本異文匯録』(p6)に「從現有材料來看、『蜀集』注本出現的時代、當在李石(公元一一〇八年-?)之後」。

さらに臆測を加えれば、今日に現存する南宋蜀本『昌黎先生文集』も白文無注本にして「一作字」等で異文を示す校本であり、「此本無註，字句異同註以“一作某字”或“一云某”，極為詳核，難字以反切注音，……其字體嚴謹古樸」⁽¹⁰²⁾という性格は坊刻本ではなく、官刻本のように思われる。李石本は成都府学校刊であり、「河東先生〔文〕集」と題しているのも「昌黎先生文集」と合致する。「先是學有韓退之文本本，獨缺柳子厚集板，因以三百貫刻板并『韓文』並行」であったから、紹興間の成都府学で刊刻された『韓文』が蜀本『昌黎先生文集』ではなかろうか。しかし現存の『昌黎先生文集』は「宋諱缺筆至“敦”字」であるから、光宗(惇)朝・紹熙間(1190-1194)の刊刻であり、紹興三十年(1160)頃の刊である李石本とは時代を異にする。ただし李石がそうしたように現存の『昌黎先生文集』は旧版を補繕した覆刻と考えられないこともない。仮にそうだとすれば、李石本『河東先生文集』も『昌黎先生文集』と同じ版式であったろう。臆断は避け、待考とする。

また、『簡石』の校注は《音辯》等と比べれば極めて少ない。李石も異本三種しか用いておらず、「未敢以爲全書，尚冀復得如「閻氏本」者而取正焉」というように未だ完善なものではなく、したがって校注も少なかったはずである。さらに、李石本は校注を附していたのみならず、成都の府学で校正刊刻された官刻本であるから、信頼性の高いものとして普及したこと、想像に難くない。

李石本は校本であり、恐らく蜀で最初の『柳集』校注本であった。また、官刻本として当時最も信頼され、普及していたはずである。しかも簡州は成都に隣接する。これらのことを勘案すれば、今日に知られる資料で見限り、『簡石』の底本が李石本であった蓋然性は高い。

《簡石》と《音辯》の関係

では、なぜ《簡石》は後の集本の中で《音辯》と最も近い関係にあるのか。《百家注》は李石注を四条引いており、《音辯》は集末の「附録」中に李石「集題後」を収めているが、集中には李石注を引いていない。また、《音辯》は建本、つまり地理的には最も遠い地で刊刻されている。恐らくその原因は《音辯》が《話訓》・《百家注》と異なる系統にあることに関係しており、その相異は《音辯》の成立過程の特異性に求められる。

1) 《音辯》と潘緯註積本

(102) 陳紅彦「昌黎先生文集跋」(『宋蜀刻本唐人集叢刊(27)昌黎先生文集(四)』, 1b)。

《音辯》も《詁訓》等と同じく穆修以来の四十五卷本に属すといえる。ただし《音辯》は他の集本が『正集』を四十五卷とするのに対して四十三卷とし、『非國語』上下二卷を『別集』二卷として扱う。ここに系統の相異が顕著に窺えるが、じつは三十卷本を底本とし、また主要な参校本とした過程があった。

《音辯》・《詁訓》・《百家注》はいずれも註釈本であるが、《詁訓》は韓醇註解を主とし、《百家注》は韓醇(計1794条)に加えて童宗説(783条)・張敦頤(227条)、更に孫汝聴(2831条)の注を加えた輯注本である。いっぽう《音辯》は巻一首に「童宗説：註釋；張敦頤：音辯；潘緯：音義」であることを標榜しているように、《百家注》にも見える童宗説(300条)・張敦頤(113条)以外に潘緯(292条)が加わっている⁽¹⁰³⁾。つまり《詁訓》は韓醇註釈本、《百家注》は孫汝聴註釈本、《音辯》は潘緯註釈本とも称してよい性格をもつ。張敦頤の注は《百家注》・《音辯》に共通しており、その「韓柳音釋序」(紹興二十六年1156)には「給事沈晦嘗用……四家本參考互證，“凡漫乙是正二千餘處”⁽¹⁰⁴⁾，往往所至稱善。今四明所刊四十五卷者是也。……用此本篇次撰集」というから、張敦頤『音辯』は沈晦四十五卷本を底本とするものであった。袁州教授童宗説の底本については「序」の類が伝わっていないために詳細は不明であるが、《音辯》・《五百家注》の「外集」、つまり沈晦拾遺の部分にもその注が見えるから沈晦四十五卷本を用いていたであろう。いっぽう《音辯》のみに見える潘緯の「音義」では本来は三十卷本が用いられていた。陸之淵が潘緯に寄せた「柳文音義序」⁽¹⁰⁵⁾(乾道三年1167)に次のようにいう。

余讀韓、柳文，……偶得二書釋音，如獲指南，猶恨字畫差小，不便老眼。至灑山(舒州)郡齋，屬廣文(州學教授，潘緯)是正，將大其刻，以傳學者。一旦，廣文攜帶『音訓』數帙示余曰：“……惟子厚集諸家『音義』不稱是(祝充『韓文音義』)，自詭規模祝充，撰『柳氏釋音』，數月書成。”……『柳州内外集』，凡三十三通，莫不貫穿經史，……非博學多識前言者，未易詞釋也。廣文中乙丑年(紹興十五年 1145)甲科，……廣文諱緯，字仲寶，雲間人，姓潘氏。乾道三年十二月，吳郡陸之淵書。

陸氏の得た「二書釋音」とは張敦頤『韓柳音釋』(紹興二六年1156)あるいは嚴有

(103) 拙稿『柳宗元集』考(下)(『彦根論叢』290, 1994年)。

(104) 沈晦「四明新本河東先生集序」に見える。

(105) 『全宋文』に「陸之淵」巻は立てられておらず、《百家注》等によって補遺すべきである。

翼『韓文切正』・『柳文切正』（紹興三二年1162）を指すのではなからうか。「字畫差小，不便老眼」とは⁽¹⁰⁶⁾、音釋が不適切であったことを婉曲に批判したもののようと思われる。そこで陸之淵は舒州教授潘緯に命じて『柳文音義』を作らせるが、張敦頤が「往往所至稱善。今四明所刊四十五卷者是也」という沈晦四十五卷本に触れず、「柳州内外集，凡三十三通」つまり三十卷本（『非國語』二卷・『外文』一卷）を底本としたものであった。また潘緯「柳文音義序」（乾道三年1167）に次のようにいう。

緯典教羣舒，郡侯陸先生命之為二集（韓柳二集）訓釋，……又見建寧本，近少訛舛，迺依其卷次，先之以諸韻、『玉篇』定其音，次之以『爾雅』、『說文』訓其義，而又參之以經傳子史，究其用字之源流。……其間有校讎稽攷。

三十卷本の他に最近得た建寧本をあらたに加えている。《音辯》に「潘本」（35条）が習見するが、それは舒州学潘緯刻本であろう。《音辯》は穆修「後序」及び沈晦編『外集』を収め、その中にも「潘本作」・「潘云」等の注が見えるから、潘本は四十五卷本であり、これが「建寧本」に出るものであった。

2) 潘緯「建寧本」

では、乾道三年以前に存在した「建寧本」とは何であるのか。福建の「建寧」には二地がある。太平興国四年(979)に劍州を南劍州と改め、治所を劍浦(旧延平)県に置き、五年に邵武軍を設けて治所を邵武県に置いたが、邵武軍の所轄に「建寧」県がある。また、これとは別に「建寧」府がある。宋初の開宝八年(975)に忠義軍を建州に改め、端拱元年(988)に建州を建寧軍に改めて治所を建安県(今の建甌市)に置き、南宋の紹興三二年(1162)に軍を府に改めた。張敦頤「序」（紹興二十六年 1156）に『『韓文』屢經校正，往往鑿以私意，多失其真。余前任邵武教官日，會為讎勘頗備，悉并考正音釋，刻於正文之下。……今四明（沈晦）所刊四十五卷者是也。惟音釋未有傳焉。余再分教延平，用此本篇次撰集』という。「延平」とは南劍州(今の福建南平市)。『直齋書錄解題』卷16『『韓柳音辨』二卷』に「南劍州教授新安張敦頤撰」という。また張敦頤は「邵武」にいたが、軍州教授の任にあったのであり、建寧県学ではない。つまり「建寧

(106) 張敦頤「韓柳音釋序」に「韓文屢經校正，往往鑿以私意，多失其真。余前任邵武教官日，會為讎勘頗備，悉并考正音釋，刻於正文之下」といい、小字夾注があったが、『宋史・藝文志』には「張敦頤『柳文音辨』一卷」というの単行本であり、「刻於正文之下」ではなからう。時間的には紹興三十二年(1162)の嚴有翼『韓文切正』・『柳文切正』に近いが、「考之字書以證其音釋，編成一帙」というのは単行本のものであり、そうならば「字畫差小」ではなからう。

本」とは張敦頤本ではない。いっぽう建寧軍・建寧府は、周知のごとく、南宋時に書坊の出版業が盛んになった地域である。紹興三十二年(1162)嚴有翼は『柳文切正』を撰しており、その「序」に「既稽之史傳以校其譌繆，又考之字書以證其音釋，編成一帙，名曰『柳文切正』。雖懸金於市，曾無呂氏之精；然置筆于藩，姑效左思之篤。……建安嚴有翼序」とある。「建安」県は建寧軍にあった。しかしこの「建安」は氏名に冠せられているから、一般的には籍貫を謂う。たとえば『韓集』五百家注本巻首「諸儒名氏」(7a)に「建安嚴氏，名有翼，字冲甫，著『韓文切證〔正〕』」というのがそれである。ただし『直齋書録解題』巻10の『蕝苑雌黃』二十巻には「建安嚴有翼撰。……有翼嘗分教泉、荊二郡」というから、泉州州学教授になったことがあり、『柳文切正』がその時の撰であれば、閩本ではあるが、「建寧本」とは限らない。あるいは郷里「建安」で刊刻されたのであろうか。しかし嚴有翼注は後の《五百家注》に9条引かれているが、《音辯》には引かれていない。潘緯のいう「建寧本」は嚴氏本ではなく、別の一本にちがいないが、今それを明らかにすることができない。《音辯》も建陽坊刻本であるから、「建寧本」の一つである。建陽県は建安県の北。《音辯》は後に袁州教授童宗説「註釋」・南劍州教授張敦頤「音辯」と舒州教授潘緯「音義」を基礎にして他の諸家の注を若干加え、建寧の書坊で刊刻された。潘緯のいう「建寧本」の系統にあることは確かであるが、同一の書坊ではなかったろうか。

いずれにしても「建寧本」は正集四十三巻本・『非國語』二巻の四十五巻本系統であり、潘緯『柳文音義』は「依其巻次」しているが、同時に、またそれ以前に三十巻本が用いられていたことも確かである。そのために《音辯》は《詁訓》・《百家注》等四十五巻本以上に三十巻本の姿をより多く留める結果となった。

3) 范氏校刊本と晏殊本

いっぽう蜀本の方に目を転ずれば、范氏は「晏氏本」を底本とするものであった。これは北宋・晏殊の校正本であり、《百家注》の「音辯詁訓評論諸人名氏」に「臨川晏氏，名殊，字同叔，諡元獻。校正『柳文集』」と見える。沈晦によれば「晏元獻本：次序多諸家不同，無『非國語』、四本中，晏本最爲精密」であって、晏元獻本は天聖元年(1023)穆修校刻の四十五巻本に拠ったものではなく、全く系統を異にする。沈晦が用いた四本は穆修校刻(天聖元年1023)大字四十五巻本、元符間(1098-1100)京師刊劉禹錫編小字三十三巻本、曾丞相家本⁽¹⁰⁷⁾、晏元獻(名は殊，991-1055)家本であるが、『柳文』出自穆家，又是劉連州舊物。今

以四十五卷爲正、而以諸本所餘作『外集』、穆修四十五卷本を劉禹錫編と信じて疑わず、他は排除されてしまった。晏本が「次序多諸家不同、無『非國語』」であったのは《音辯》が『非國語』を別集に扱っているのに近く、潘緯が「建寧本、近少訛舛、迺依其卷次」四十五卷本の編次に拠ったのは晏本の「次序多諸家不同」と関係があるかも知れない。穆修本系統、即ち《詒訓》・《百家注》等四十五卷本はいずれも『非國語』二巻を正集に入れていたから、晏本は明らかに穆修編の四十五卷本ではなく、別の系統に属するものであり、それは三十巻本の系統ではなかったろうか。李石本も三十巻本系統であって、用いた三本には四十五巻本がなく、その三本中の一つ范氏本の底本は晏本であった。

総じていえば、南宋の蜀地校刻本には四種があったが、李石本・范偃本は晏殊本の系統にあるもので、おそらく三十巻本であり、また潘緯註積本ともいべき《音辯》の基礎になっている潘緯の底本も本来は三十巻本系統であった。いっぽう《簡石》の底本は《詒訓》・《百家注》以前の蜀本である校本、おそらく李石本であった。そのために蜀本の系統にある《簡石》が建本である《音辯》と共通する所が最も多いという結果になったのである。また、《英華》は《音辯》・《詒訓》・《百家注》の三系統のいずれとも遠い関係になるが、《簡石》がこれら南宋の集本と比べて最も《英華》に近いのも《簡石》がより古い形、つまり北宋の集本の非四十五巻本の系統にあったためであろう。

おわりに

道光十八年(1838)、簡州の西郊、絳溪河の西崖で柳宗元撰「永州八記」の石刻が出土した。恐らく今日の簡城鎮葫蘆壩の畔である。発見者は知州の宮思晋。爾来、清末の金石家に蒐集され、大家の一人陸增祥は柳子厚撰并書であったものの宋人による摸刻であると考えた。しかし文中に校注があることによって明らかに子厚の手書ではなく、またその摸刻でもなく、宋人がある校刊本によって刻石したものである。それが西崖に刻されたのは絳溪周辺が山水優美の地にして地理的環境においても「永州八記」に描く所に類似していたためである。「八記」の愛読者は「八記」に仮りてその地の山水を讃えたのである。

その底本は白文無注本であり、異文のみを注する。正文・注文は今日の伝世

(107) 曾公亮(999-1078)は神宗朝、曾布(1036-1107)は徽宗朝(元符三年1100拜右僕射)の人。沈本は徽宗・政和四年(1114)の成立であるから、曾布を指しているのではなかろうか。

宋代諸集本の中では《音辯》に最も近い。当時、蜀地校刊の『柳集』には四種があり、簡州石刻はその中の《話訓》・《百家注》とは遠く、それ以前の紹興三十年(1160)前後の成都府学李石校刻本に出るものと思われる。李石本は晏殊本・三十卷本系統に属するものであり、《音辯》は四十五卷本の系統にあるが、その基礎にある潘緯『音義』は晏殊本・三十卷本に拠っており、そのために簡州石刻と建本《音辯》が最も接近する結果となった。

この簡州「永州八記」石本の底本、恐らく李石本は、すでに失われているが、今日の『柳集』諸宋本の前にあって蜀地の四十五卷本ではなく、三十卷本に属し、また輯注本ではなく、それ以前の校本に属し、また坊刻本ではなく、それ以前の官刻本に属し、また南宋にありながらより北宋本の形を伝える等の点において、『柳集』成立史研究上、極めて貴重であるといえる。また、すでに「八記」を一括して総称している点において、恐らく最も早いものであり、さらに一説に欧陽詢の書に倣ったものという。縦約1米、横約4米。文物としても一級品である。破壊されずに現存していることを祈る。本稿で考察した所をまとめて表「宋代『柳集』蜀本の系統」を作成して示す。

宋代『柳集』蜀本の系統			
穆修校刻 45 卷本 大聖元年 (1023)	沈晦校刻 45 卷本 政和四年 (1114)	韓醇 (珍州官刻?) 『柳河東集』 45 卷 (《話訓》) 淳熙四年 (1177)	眉州坊刻『新刊增 廣百家詳補註唐柳 先生文』45 卷 (《百家注》) 紹熙 (1190-1194) - 慶元六年 (1200)
曾布 (1036-1107) 本			
元符 (1098-1100) 京 師刻 30 卷本	范衷甫校正, 范偃 刊刻 30 卷本 (蜀本) 紹興二二年 (1151) 以前	成都府学李石校刻 『河東先生集』 30 卷本 紹興三十年 (1160) 前後	
晏殊 (991-1055) 30 卷 (?) 本			
范才叔家傳舊本			
連州本 (臨安富氏子藏)			
京師閻氏本 (資州蕭憲甫藏)			

南宋の初期、蜀地には未だ沈晦四十五卷本は伝わっていなかったのではなからうか。李石は成都府学に遷される前、太学博士として臨安にあり、また「攜子孫到四明洞節叙有感」詩がある。沈晦は錢塘の人、号は胥山。沈晦の四十五卷本は『四明新本』と称されるように、「四明」で刊刻された。臨安は錢塘、四明は明州、二地は近い。沈晦本は政和四年(1114)に成っており、李石の校刻はその約半世紀後であるが、宋朝南渡後、沈本は広くは知られていなかった、あるいはまだ信を置かれていなかったと思われる。張敦頤「韓柳音釋」(紹

興二六年1156)は沈晦四十五卷本を用いるが、陸之淵「柳文音義序」(乾道三年1167)は三十卷本を正とし、潘緯も三十卷本に基づきながら四十五卷本を参照している。宋代に『柳集』を用いる者は凡そ二つの流れに分かれていたといえよう。一つは四十五卷本派であり、一つは三十卷本派である。蜀地にあっては四十五卷本を用いるのは恐らく韓醇に始まる。韓本が出るのは李本の十六年後頃であり、当時はまだ四明四十五卷本を用いる者がいなかったためであろう。そのやや後、蜀では眉山で《百家注》が刊刻されるが、これも四十五卷本を底本とした輯注本であった。これとほぼ相前後して福建では建安書坊が《音辯》を、継いで《五百家注》(慶元六年1200)を刊刻する。『郡齋讀書志』は三十卷本一種を著録して「今世所行本皆四十五卷，又不附「誌」・「[祭]文」，非當時本也」といい、『直齋書録解題』の所録三種はみな四十五卷本である。四十五卷本は収録数が多く、また編次も整っていたので各地で採用され、註解も充実してゆき、その成果を得て書坊が輯注本を刊行していった。三十卷本から四十五卷への転換は南宋中期にあり、それは校本から註積本へ、また官刻本から坊刻本への転換とほぼ軌を一にする。このような趨勢下で三十卷本はやがて淘汰され、『柳集』は四十五卷本独尊の新しい時代を迎える。

(2010.8.31)

*本稿は平成22年度(2010年)科学研究費補助金(課題番号20520328)による研究成果の一部である。